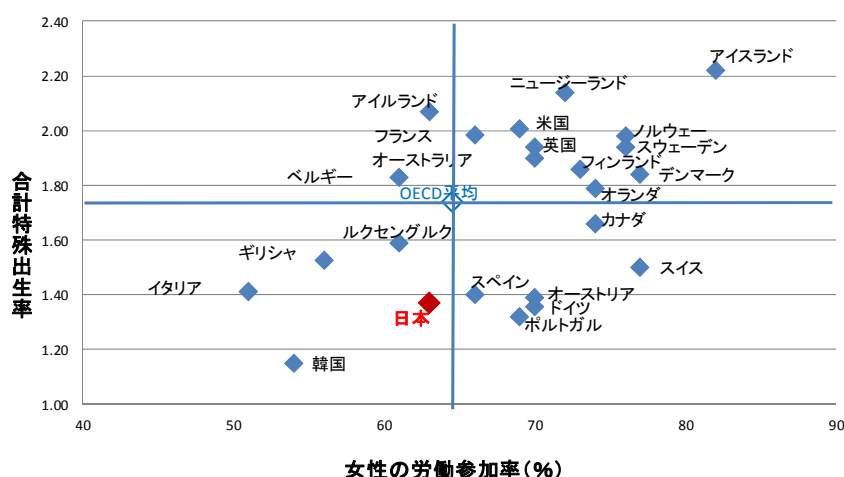


資料 1. 図表

- 女性の労働参加率と出生率の関係は固定的なものでなく、両者に働きかける社会環境（施策・制度・価値観等）によって変化しうるものと考えられるが、例えば、2009 年のデータでは、両者の間に正の相関があるとの指摘もある。

図表 1 OECD 加盟 24 カ国における女性労働力率と合計特殊出生率(2009 年)



資料：

2009 年女性労働参加率：OECD ジェンダーイニシアチブレポート P 5 8，2009 年出生率：OECD データベース

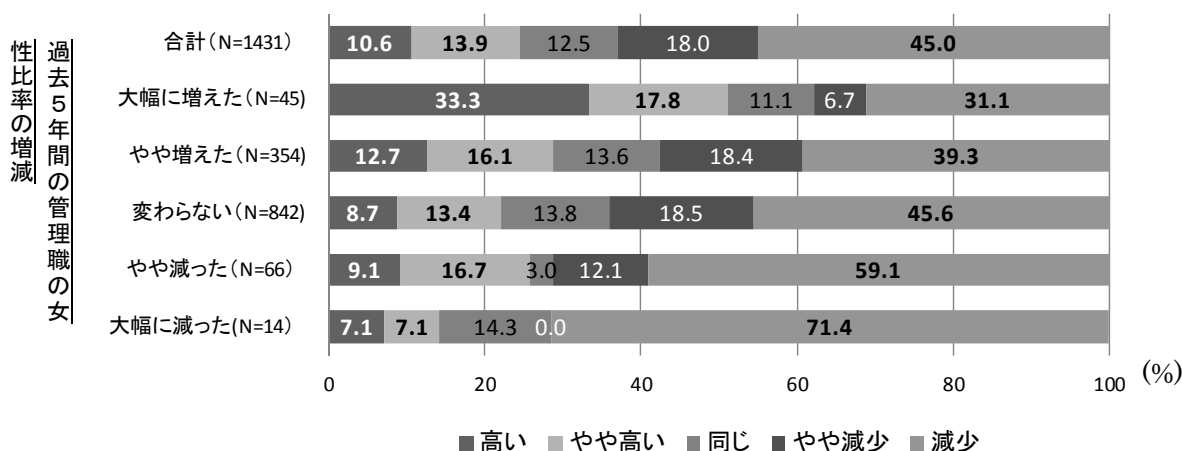
(http://www.oecd.org/document/0,3746,en_2649_201185_46462759_1_1_1_1,00.html) をもとに、内閣府男女共同参画局で作成。

注)

「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」（平成 17 年 9 月 少子化と男女共同参画に関する専門調査会）を参考に、同報告書が分析対象とした 24 カ国を対象に作成。

- 管理職女性比率が過去 5 年間で増加している企業では、経常利益も概ね増加傾向にあるとの調査結果もある。

図表 2 過去 5 年間の管理職の女性比率の増減と 5 年前と比較した直近年度の経常利益



5 年前と比較した直近年度の経常利益

資料：「ポジティブ・アクション実践研修テキスト」（平成 22 年度厚生労働省委託ポジティブ・アクション展開事業、みずほ情報総研株式会社）より作成。

- 2008年に女性総人口が初めて減少した理由は、出国者数が入国者数を上回る「社会減」である。

図表3 男女別人口の推移（1995～2009年、単位：千人）

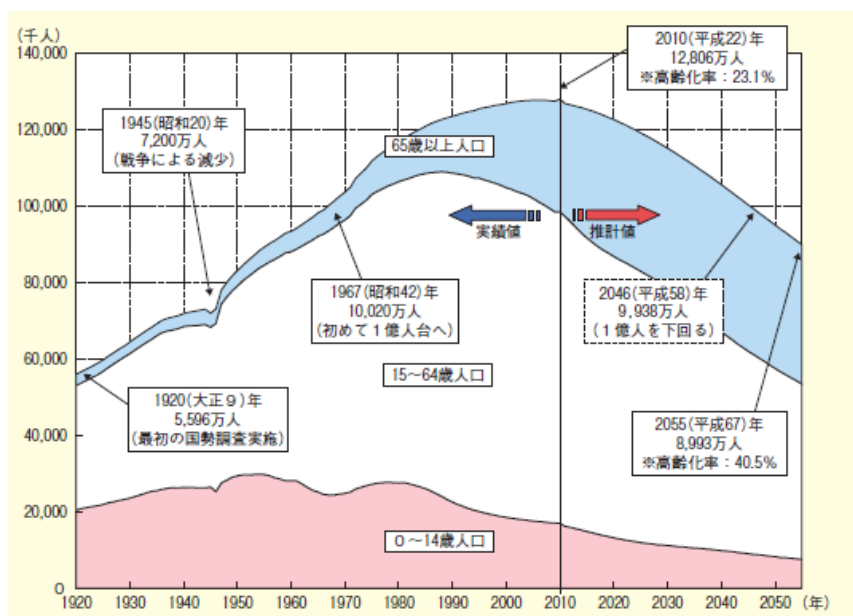
年次	男					女					人口性比
	10月1日 現在人口	純増減 1)		社会 増減	補間 2) 補正数	10月1日 現在人口	純増減 1)		社会 増減	補間 2) 補正数	
		自然 増減					自然 増減				
1995年	61,574 ³⁾	128	123	-25	30	63,996 ³⁾	177	174	-25	28	96.2
1996年	61,698	124	129	-16	11	64,161	165	178	3	-16	96.2
1997年	61,827	129	118	0	11	64,329	168	170	14	-16	96.1
1998年	61,952	125	113	0	11	64,520	190	169	38	-16	96.0
1999年	62,017	65	77	-24	11	64,650	130	135	11	-16	95.9
2000年	62,111 ³⁾	94	85	-2	11	64,815 ³⁾	165	141	40	-16	95.8
2001年	62,265	155	81	52	21	65,051	236	138	94	4	95.7
2002年	62,295	30	69	-60	21	65,190	140	126	10	4	95.6
2003年	62,368	73	28	23	21	65,326	136	87	45	4	95.5
2004年	62,380	12	22	-31	21	65,407	80	81	-5	4	95.4
2005年	62,349 ³⁾	-31	-25	-28	21	65,419 ³⁾	12	34	-25	4	95.3
2006年	62,330	-19	-26	7	-	65,440	21	26	-6	-	95.2
2007年	62,310	-20	-26	6	-	65,461	21	23	-2	-	95.2
2008年	62,251	-59	-41	-18	-	65,441	-20	7	-27	-	95.1
2009年	62,130	-121	-54	-67	-	65,380	-61	-5	-57	-	95.0

資料：総務省「人口推計」より作成。

- 注) 1. 前年10月から当年9月までの増減数。
2. 国勢調査人口を基に算出した推計人口と、その次の国勢調査人口との差を各年に均等配分して算出。
3. 国勢調査人口。

- 2008年から2055年の間に高齢人口は2割増と予測。高齢化率は40.5%へ。
○ 2008年から2055年の間に生産年齢人口は4割減少と予測。

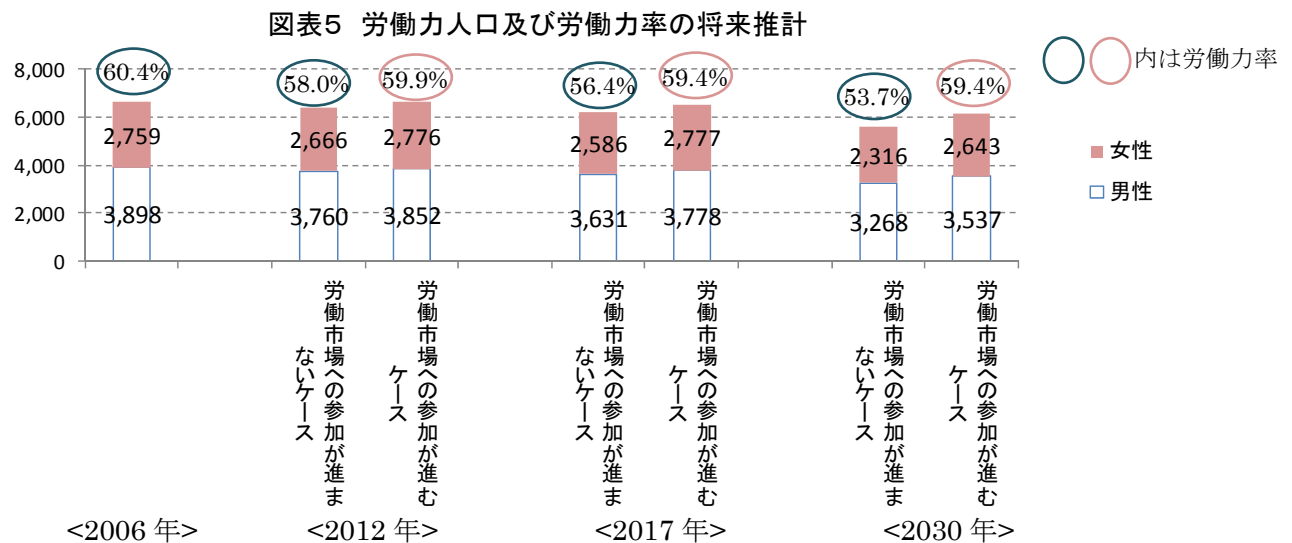
図表4 我が国の人口構造の推移と見通し



資料：「子ども・子育て白書」（平成23年版）第1-2-28図「我が国の人口構造の推移と見通し」。

- 注) 1. 実績値（1920～2010年）は総務省「国勢調査」、「人口推計」、推計値（2011～2055年）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の中間推計による。
2. 1941～1943年は、1940年と1944年の年齢3区分別人口を中間補間した。1946～1971年は沖縄県を含まない。

- 「労働市場への参加が進むケース」の場合には、2017 年、2030 年の推計値とも、「新成長戦略」が、目指す 15 歳以上の就業率の目標値 57%を達成する。（「新成長戦略」の目標達成時期は 2020 年）

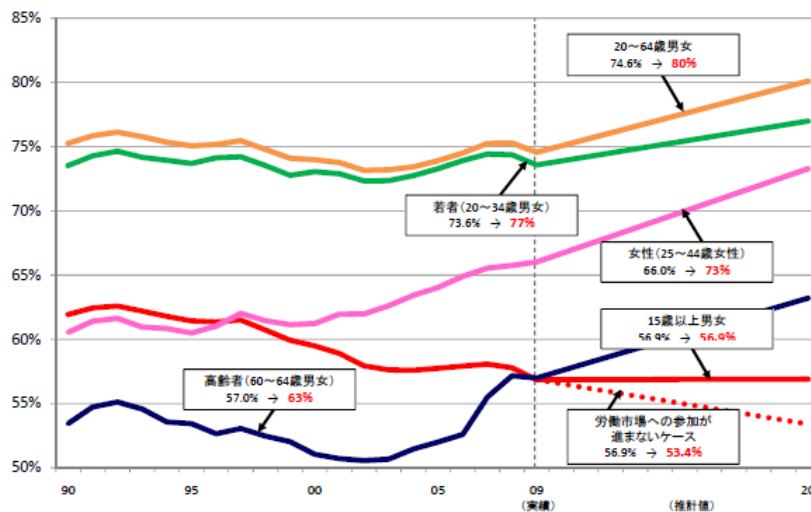


資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計－労働力需給モデル(2007 年版)による将来推計－」

- 注) 1. 「労働市場への参加が進まないケース」とは、性、年齢別の労働力率が 2006 年当時と同じ水準で推移すると仮定したケース。
2. 「労働市場への参加が進むケース」とは、下記の雇用施策を講ずることにより、若者、女性、高齢者等の方の労働市場への参入が進む
- ① 年齢間賃金格差は一定程度解消することにより、若年者の労働市場への進出が進む。
 - ② 65 歳まで雇用が確保される割合が 2030 年には 95% の企業割合まで高まり、高齢者の働く環境が整う。
 - ③ 保育所幼稚園在所児童比率がケース B に比べ約 2 倍の伸びとなる。
 - ④ 短時間勤務制度などの普及により継続就業率が向上する。
 - ⑤ 男性の家事分担割合が上昇する。
 - ⑥ 短時間雇用者比率が高まり、平均労働時間も短縮する。
 - ⑦ 男女間賃金格差が 2030 年までに解消する。
3. 「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)では、2020 年の 15 歳以上の就業率の目標値を 57%としている。

- 新成長戦略が設定した就業率の目標達成のため、急ピッチで就業促進を進める必要があるのは「25～44 歳女性」(目標設定時点(2009 年):66.0%→2020 年:73%)である。

図表6 新成長戦略の就業率目標



資料：厚生労働省「雇用政策研究会報告書」(2010 年 7 月) 図表 54。

- 注) 1. 実績値は総務省「労働力調査」による。目標値は(独)国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」を用いて試算。
2. 就業率の目標は、新成長戦略において、2020 年度までの平均で名目 3 %、名目 2 %を上回る成長、失業率についてできる限り早期に 3 %に低下すること等の目標が、各々達成されることが前提であり、経済情勢の変化等に応じて、変更することがあり得る。

- 70 年代～80 年代の米国の経済成長を支えたのは女性の労働参加が増加したことによる、労働供給の増加であったとの指摘もある。

図表7 日米のGDP成長率に対する男女別寄与度(年率)

	米国				日本			
	雇用者 当たりGDP	GDP 成長率	男性寄与度	女性寄与度	雇用者 当たりGDP	GDP 成長率	男性寄与度	女性寄与度
1950-60	2.3%	3.5%	2.0%	1.5%				
1960-70	2.3%	4.2%	2.3%	1.9%	6.5%	10.1%	6.7%	3.5%
1970-80	0.8%	3.2%	1.4%	1.8%	2.5%	4.4%	2.9%	1.6%
1980-90	1.4%	3.3%	1.5%	1.7%	1.9%	3.9%	2.1%	1.8%
1990-00	1.8%	3.3%	1.6%	1.6%	0.2%	1.3%	0.6%	0.7%
2000-08	1.4%	2.2%	1.1%	1.0%	1.3%	1.3%	0.5%	0.8%

資料：男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会「女性と経済ワーキング・グループ (第2回)」原田泰委員提出資料より作成。

注) 男女の「寄与度」は、GDP 成長率を、男女の就業者比率で案分したもの。

○ 「就業希望者(*)」はとりわけ女性に多く、(M字カーブの底である 30 歳代を中心に)342 万人。

図表8 我が国の「労働力人口」と「就業希望者(*)」

(単位: 万人)

（単位：千人）

	15歳以上人口	労働力人口		非労働力人口		労働力率	就業率	就業希望者数の 就業者数に 対する比率	
		就業者	完全失業者		就業希望者				
男性	5,320	3,814	3,607	207	1,506	126	71.7%	67.8%	3.5%
女性	5,708	2,768	2,641	127	2,940	342	48.5%	46.3%	12.9%
計	11,027	6,581	6,248	334	4,446	467	59.7%	56.7%	7.5%

※新成長戦略に盛り込まれた男女年齢区別就業率の目標と「就業希望者数」

就業率57% (15歳以上) の維持を目標とする			
就業率80% (20～64歳) の達成を目標とする			
	若者(20～34歳男女)	女性(25～44歳女性)	高齢者(60～64歳男女)
就業率目標(2020年) (就業率:2009年)	77% (73.6%)	73% (66.0%)	63% (57.0%)
就業希望者(2010年)	146万人	180万人	29万人

資料: 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成 22 年)より作成。

注) 1. 「労働力人口」は「就業者」+「完全失業者」。

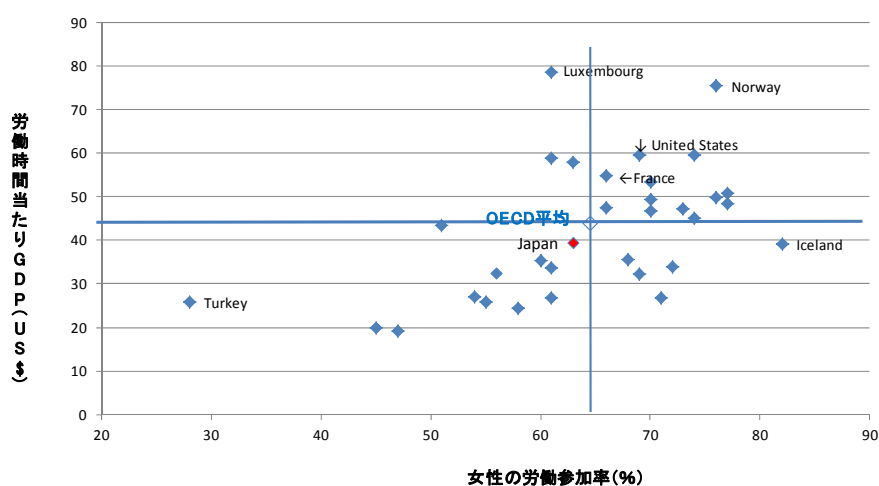
2. 「労働力率」は「労働力人口」/「15 歳以上人口」。

3. 「就業率」は「就業者数」/「15 歳以上人口」

(*)「就業希望者」とは、ここでは、現在就職しておらず求職活動はしていないものの就業を希望している人。

○ 女性の労働参加率と労働時間当たりの GDP との間には正の相関がみられるとの指摘がある。

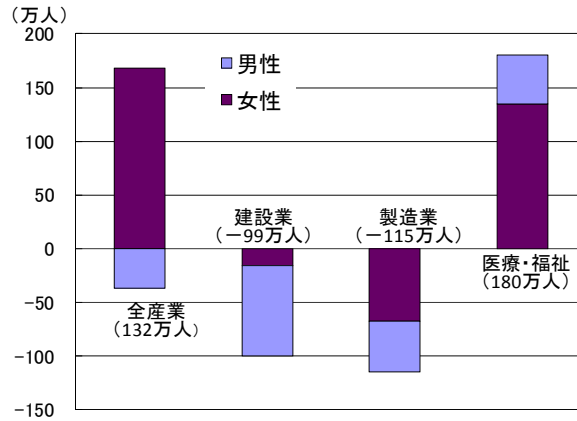
図表9 女性の労働参加率と労働時間当たり GDP



資料: 2009 年女性労働参加率:OECD ジェンダーイニシアチブレポート P 5 8, 2009 年労働時間当たり GDP (US\$): OECD データベース (<http://stats.oecd.org/index.aspx?Productivity>)>Productivity Levels and GDP per capita >GDP per hour worked, current prices, USD) をもとに、内閣府男女共同参画局で作成。

- 平成 14 年から 22 年までの間に雇用者は 132 万人の増加。
- 男性雇用者は 37 万人の減少、女性雇用者は 168 万人の増加。

図表 10 男女別産業別雇用者数の増減(平成 14 年→22 年)

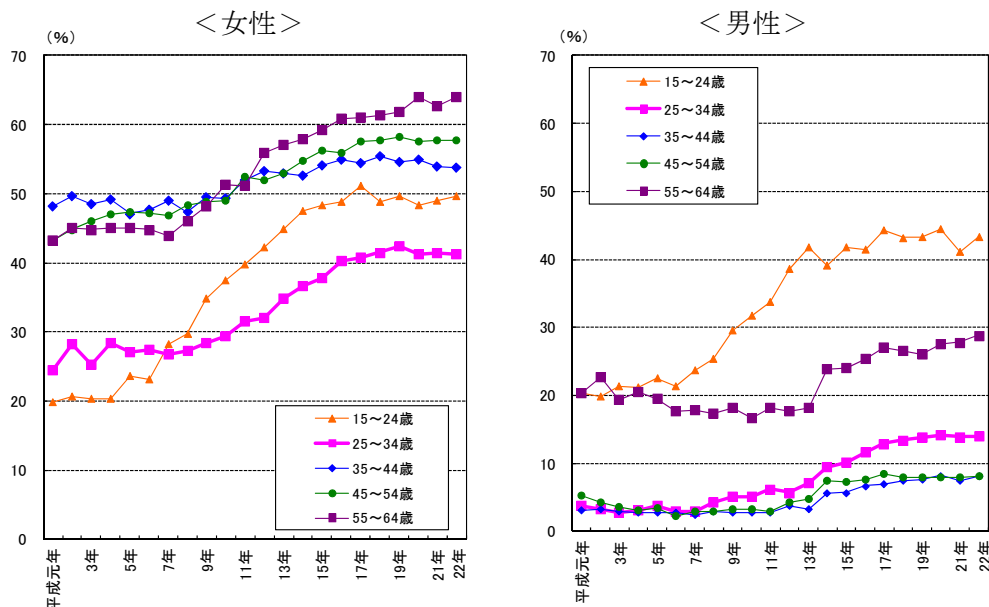


資料：総務省「労働力調査」(平成 22 年)より作成。

注) () 内は平成 14 年から 22 年の当該産業の雇用者数の増減(男女計)。

- 男女ともに非正規雇用比率が上昇傾向にある。
- 特に男女の若年層(15～24 歳、25～34 歳)、女性の高年層(55～64 歳)で上昇傾向にある。

図表 11 男女別年齢階級別非正規雇用比率の推移

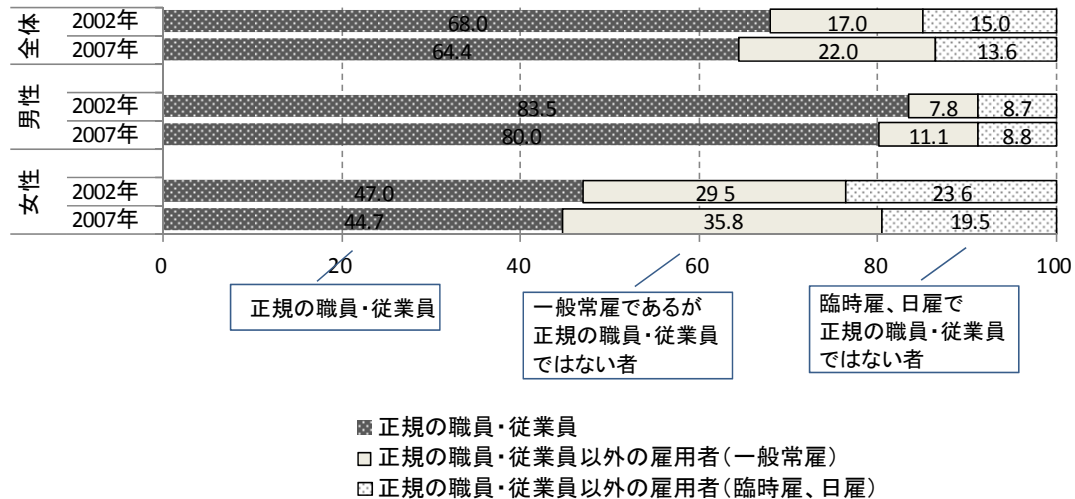


資料：総務省「労働力調査」より作成。

- 注) 1. 非正規雇用比率 = (非正規の職員・従業員) / (正規の職員・従業員 + 非正規の職員・従業員) × 100
2. 2001 (平成 13) 年以前は「労働力調査特別調査」の各年 2 月の数値, 2002 (平成 14) 年以降は「労働力調査詳細集計」の各年平均の数値により作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

- 正規の職員・従業員以外(非正規労働者)の比率は、雇用者全体の3分の1を超えている。
- 一般常雇であるが正規の職員・従業員ではない者の割合が2002年→2007年で増加している。

図表 12 正規労働者と非正規労働者の比率の推移



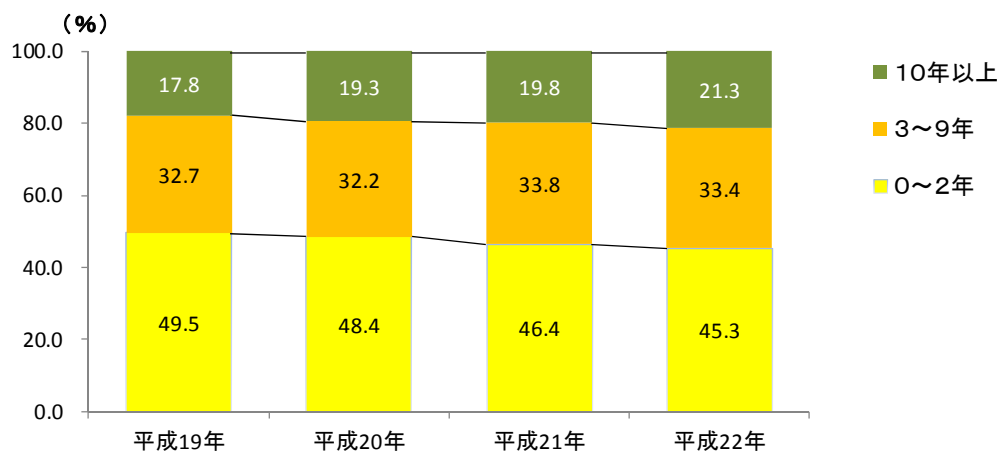
資料：総務省「就業構造基本調査」より作成。

注) 1. 「会社などの役員」を除いた雇用者。

2. 「一般常雇」とは1年超の雇用契約で雇われているもの、又は期間の定めのない雇用契約で雇われているもの。

- 「雇用期間の定め有り」の者については、勤続年数が「0～2年」の者が4割を超えるが、10年以上の者が増加しており、2割を超えている。

図表 13 勤続年数別労働者割合(雇用期間の定め有りの者)

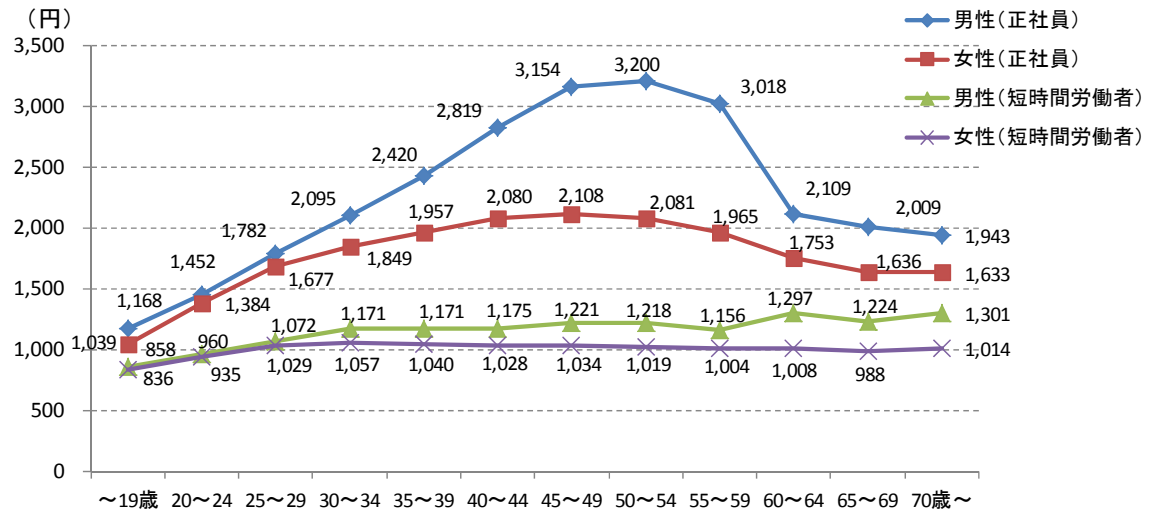


資料：厚生労働省「非正規雇用のビジョンに関する懇談会(第1回)」(資料5)より作成。

注) 原データは厚生労働省「賃金構造基本統計調査」。

- 短時間労働者(*)の給与は、全ての世代で正社員の給与を下回っており、年齢による上昇もみられない。
- 正社員間、短時間労働者間において、女性の給与は全ての年代で男性の給与を下回る。

図表 14 男女別・雇用形態別の賃金カーブ(時給換算)

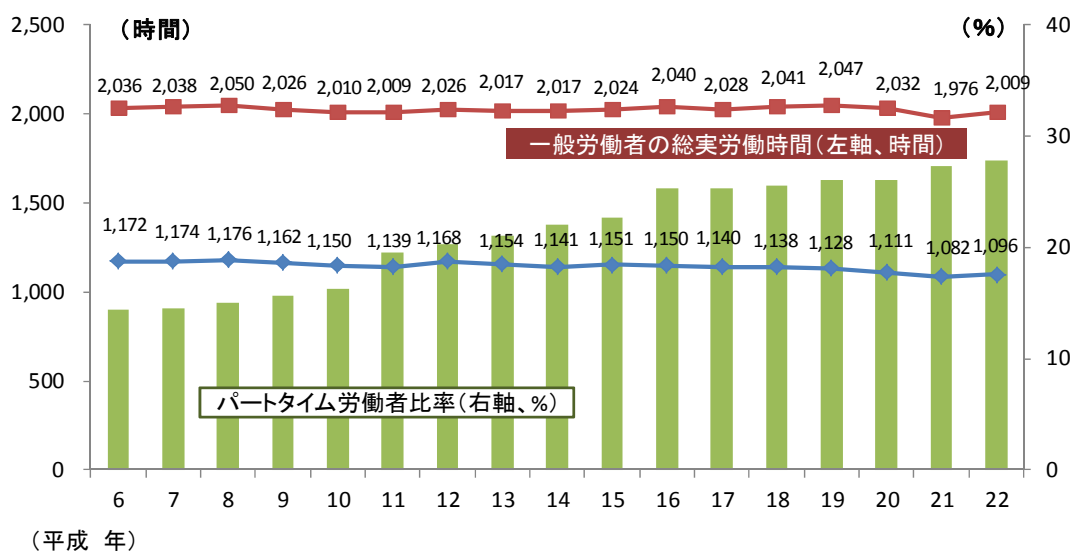


資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成 22 年)より作成。

注) 「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別給与額」を含む。

- 年間総労働時間は減少傾向で推移しているが、一般労働者についてはほぼ横ばいのなか、パートタイム労働者比率が高まったことがその要因と考えられている。

図表 15 就業形態別年間総実労働時間の推移



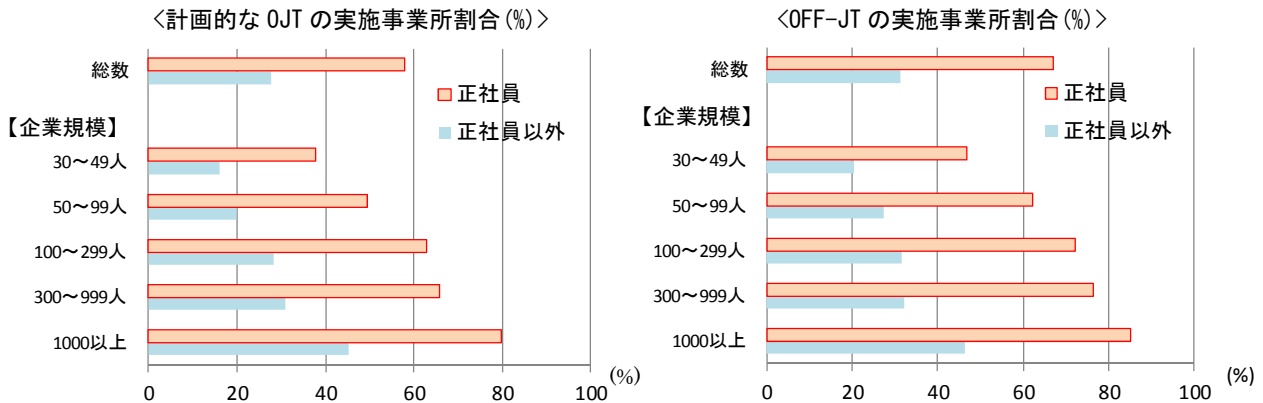
資料：厚生労働省「非正規雇用のビジョンに関する懇談会(第1回)」(資料5)より作成。

注) 1. 原データは厚生労働省「毎月勤労統計調査」。

2. 事業所規模5人以上。

- 正社員に対しては6割前後の企業が計画的な OJT、OFF-JT を実施しているが、正社員以外の場合には研修を受ける機会が少ない。
- また、企業規模が小さいほど、研修を受ける機会が少ない傾向にある。

図表 16 教育訓練の実施状況



資料：厚生労働省「非正規雇用のビジョンに関する懇談会（第1回）」（資料5）より作成。

注） 1. 原データは厚生労働省「能力開発基本調査」（2010）。

2. 社員：常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者で、パートタイム労働者などを除いた社員をいう。

3. 正社員以外：常用労働者のうち、「嘱託」「契約社員」「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている場合。なお、派遣労働者及び請負労働者は含まない

- 日本の雇用分野における男女間格差の改善速度は遅く、OECD のレポートによると、雇用分野の男女平等度を計測した6指標のうち、データのある5指標で日本は OECD 平均を下回る。

図表 17 雇用分野における男女比較

	OECD平均	日本	韓国
労働参加率 (男性－女性)/男性	+18	+26	+30
雇用者比率 (男性－女性)/男性	+18	+25	+29
フルタイム換算の雇用者比率(※1) (男性－女性)/男性	+32	—	+35
期間の定めのある雇用者比率 (女性－男性)/女性	+15	+78	+40
1日当り平均無償労働時間の男女差 (女性－男性)/女性	+15	+78	+80
賃金の中央値 (男性－女性)/男性	+16	+31	+39

(※1) 雇用者比率×平均週労働時間/40（時間）として算出。

■ OECDの平均以上の格差

▨ OECDの平均程度の格差

— データなし

資料：OECD 閣僚理事会提出資料（2011 年 5 月） ”Report on the Gender Initiative: Gender Equality in Education, Employment and Entrepreneurship” <http://www.oecd.org/dataoecd/7/5/48111145.pdf>

- 一般労働者間の男女間の賃金格差の主な理由は、男性に比べて女性の勤続年数が短いこと、職階が低かったりすることなどである。

図表 18 男女間の賃金格差の要因

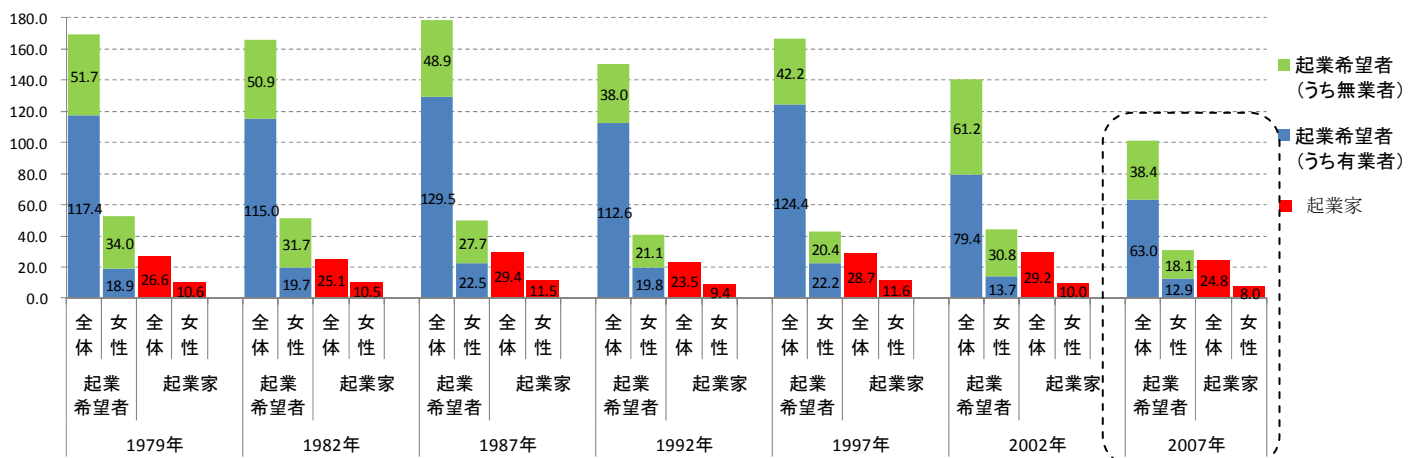
要 因	男女間賃金格差		男女間格差 縮小の程度 (2)－(1)
	調整前 (原数値) (1)	調整後 (2)	
勤続年数	69.8	75.0	5.2
職 階	72.1	81.6	9.5
年 齢	69.8	71.0	1.2
学 歴		71.0	1.2
労働時間		70.6	0.8
企業規模		70.3	0.5
産 業		66.9	-2.9

資料：「平成 21 年版 働く女性の実情」（厚生労働省，平成 22 年 4 月）。

- 注） 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成 21 年）結果を用いて算出。
 2. 「調整前（原数値）」は男性 100 に対する，実際の女性の賃金水準。
 3. 「調整後」は女性の各要因の労働者構成が男性と同じと仮定した場合の賃金水準。
 4. 「産業」，「職階」による調査結果については，調整の都合上，一部のデータを除外しているため他の要因による調整結果と比較する際に注意が必要。

- 起業希望者及び起業家に占める女性の割合は、全体の約3割。
 ○ 女性の起業希望者は、無業者の占める割合が高い。

図表 19 起業の担い手



資料：「中小企業白書（2011 年版）」第 3－1－6 図、第 3－1－21 図より作成。

- 注） 1. 原データは総務省「就業構造基本調査」。
 2. 「起業希望者（うち有業者）」とは、有業者の転職希望者のうち、「自分で事業を起こしたい」と回答した者。
 3. 「起業希望者（うち無業者）」とは、無業者のうち、「自分で事業を起こしたい」と回答した者。
 4. 「起業家」とは、過去 1 年間に職を変えた又は新たに職に就いた者のうち、現在は自営業主（内職者を除く）となっている者。

- 地域社会雇用創造事業基金による「(社会起業の)起業者」「(社会起業への)就業者」とも、女性が約3割を占める。

図表 20 「地域社会雇用創造事業(*1)」による男女別起業者数及び就職者の性別

「社会起業インキュベーション事業(*2)」 「社会的企業人材創出・インターンシップ事業(*3)」
による男女別起業者の割合 による男女別就職者の割合

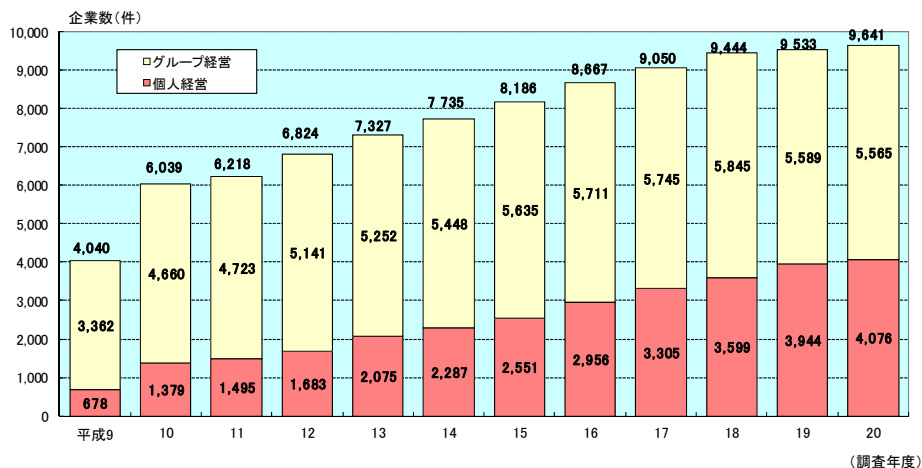


資料：「地域社会雇用創造事業 第五回選定・評価委員会」（資料3「平成22年度の起業支援対象者、研修修了生の起業・就職数と属性」）より作成。

- * 1. NPO、社会起業家等の「社会的企業」における人材育成、雇用促進に対し資金援助を行い、地域社会における様々な生活関連サービスの事業と雇用を加速的に創造することを目的に平成21年～23年の3カ年で実施。選定・評価委員会が選定した12の事業主体を通じて基金を造成。
- * 2. 一人300万円を上限に、社会起業家のスタートアップ支援のための「起業支援金」を提供する。
- * 3. 地域のNPO等へのインターンシップなどを含めた研修を実施する（一定の条件により「活動支援金」提供）。

- 農村での起業は年々増加。

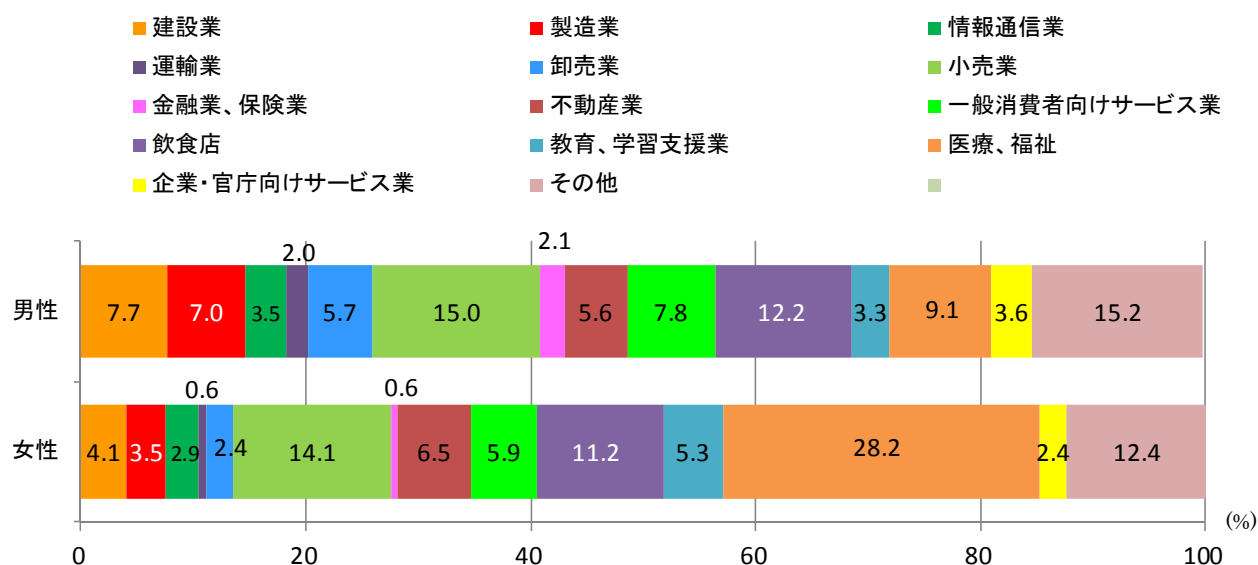
図表 21 農村女性による起業数の動向



資料：「農村女性による起業活動実態調査の概要」（農林水産省、平成21年）より作成。

- 女性起業家は男性起業家と比べて、「医療、福祉」や「教育、学習支援業」といった業種を選択する割合が高い。

図表 22 男女別起業業種構成

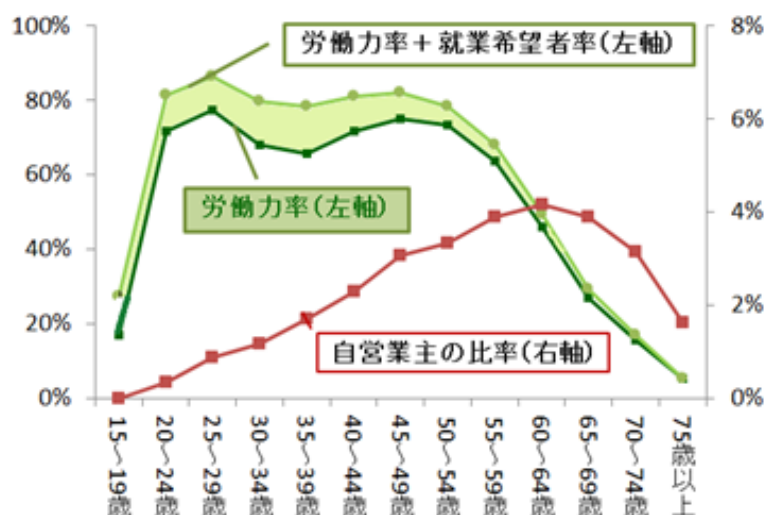


資料：「中小企業白書（2011 年版）」第 3-1-24 図より作成。

注）原データは中小企業庁委託「起業に関する実態調査」（2010 年 12 月、㈱帝国データバンク）

- 15 歳以上の各年齢階級別の人口に対する女性の自営業主の比率には、女性の労働力率に見られる「M 字カーブ」（30 歳代後半を底とする労働力率の落ち込み）は見られない。

図表 23 女性労働力率及び自営業主の比率

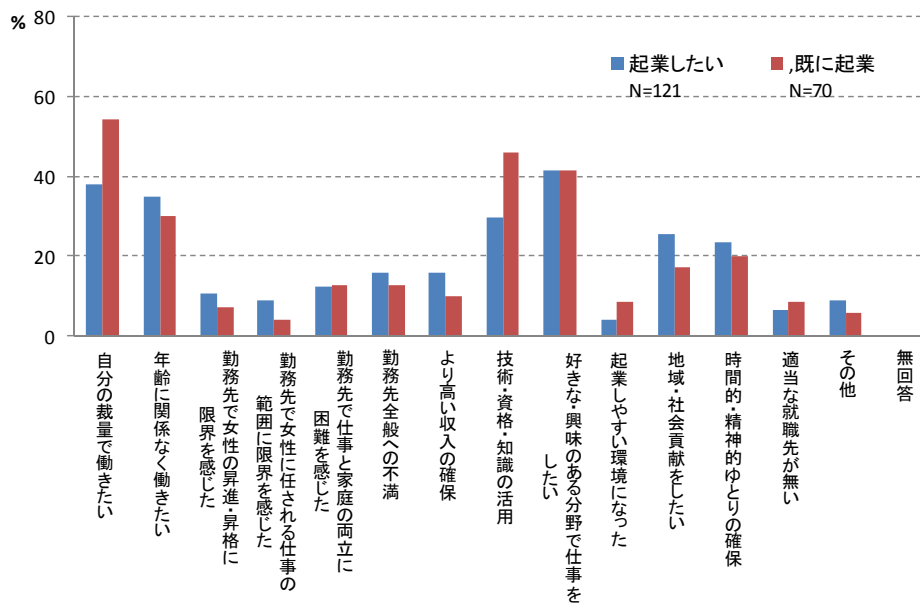


資料：総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成 22 年）より作成。

注）年齢階級ごとの 15 歳以上人口に占める労働力人口及び自営業主の割合を示している。自営業主には家族従業者、内職者は含まない。

- 起業の理由は「自分の裁量で働きたい」「年齢に関係なく働きたい」「技術・資格・知識の活用」「好きな・興味のある分野で仕事をしたい」などのほか「地域・社会貢献をしたい」など。

図表 24 起業の理由

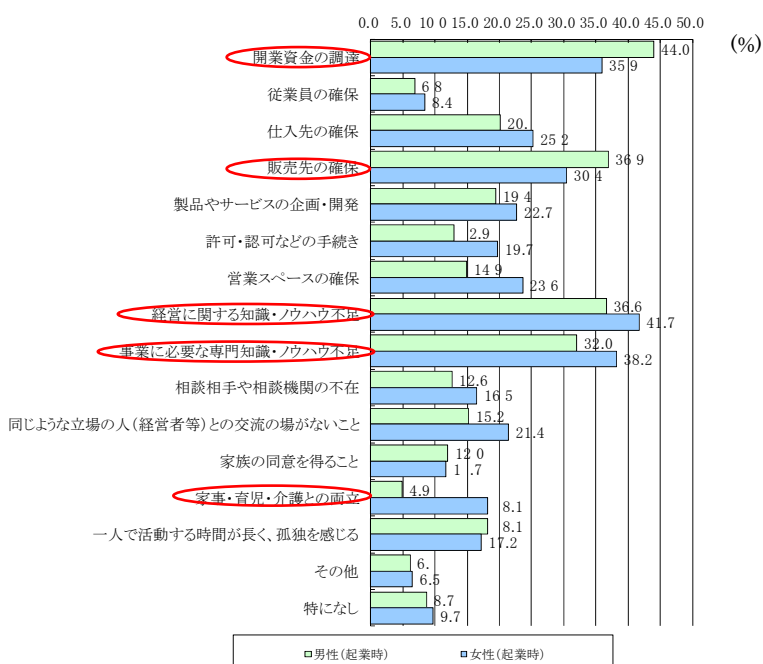


資料：「女性の起業に関するアンケート調査」（財団法人女性労働協会、平成 21 年度）より作成。

注）平成 17 年度から平成 21 年度（9 月まで）に女性と仕事の未来館が実施した起業セミナーに参加又は参加申込みをした方 762 名を対象に実施、215 名が回答。

- 女性が起業する際の課題としては「知識・ノウハウ不足」や「開業資金の調達」等が挙げられる。また、「家事・育児・介護との両立」などは女性に特徴的な課題として挙げられる。

図表 25 起業時の課題（複数回答）



資料：

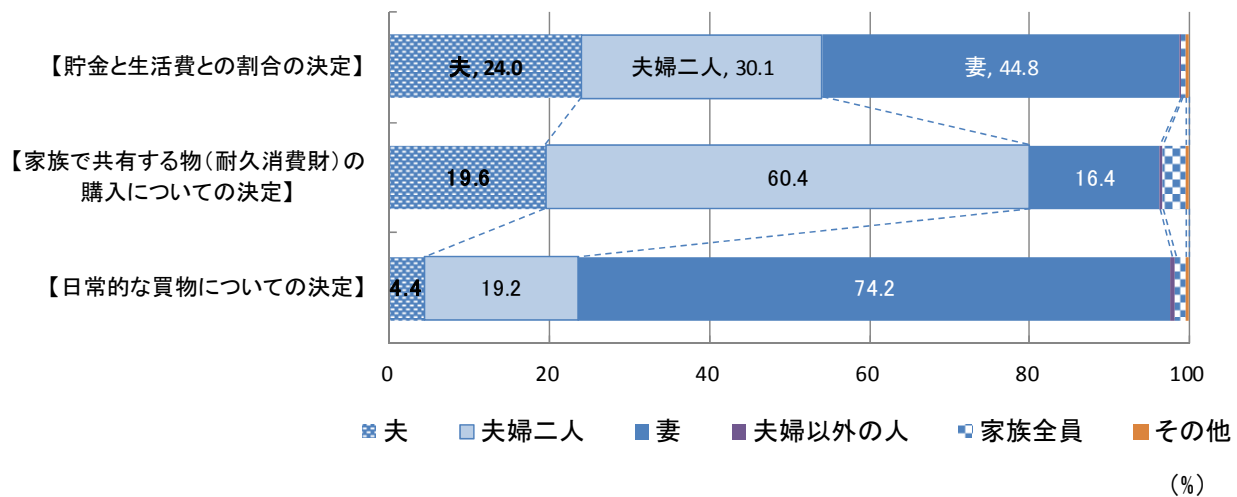
経済産業省「平成 22 年度女性起業家実態調査」図表 57 より作成。

注）：

1. 20 歳以上で、起業して 10 年未満の者を対象としたインターネット調査。
2. 男性 309 人、女性 309 人、計 618 名が回答。
3. 調査実施は 2011 年 3 月。

- 「日常的な買物」の家庭の意思決定者について「妻」との回答が 74.2%、「夫婦」との回答が 19.2%であり、妻が関わっているケースが合計で9割を超える。
- 家庭の「貯金と生活費の割合の決定」も、「妻」「夫婦」を合計すると 74.9%、「家族で共有する物（耐久消費財）の購入についての決定」は同 76.8%で、いずれも4分の3を超える。

図表 26 家庭における意思決定



資料：「平成 22 年版 男女共同参画白書」第 1－特－18 図より作成。

注) 1. 原データは内閣府「男女の消費・貯蓄等の生活意識に関する調査」(平成 22 年)。

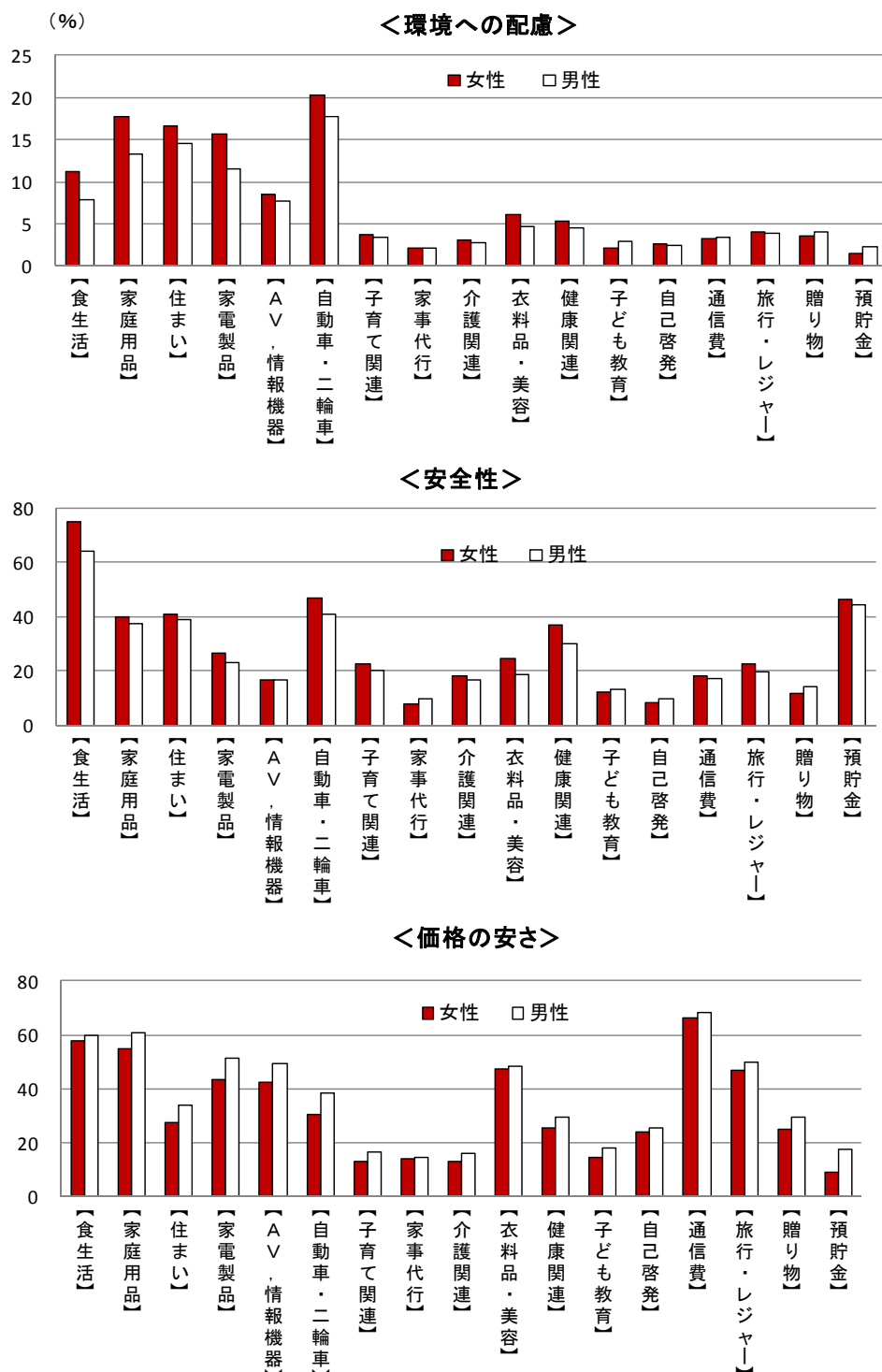
2. 有配偶の男性 (N=3023), 女性 (N=3409)に尋ねたもの。

3. 「妻」は女性の「自分」＋男性の「配偶者」の回答の合計。

4. 「夫」は男性の「自分」＋女性の「配偶者」の回答の合計。

- 商品・サービスの購入・利用の選択に当たり、「環境への配慮」や「安全性」を考慮したいと回答したものの比率は女性において高い傾向がある。

図表 27 購入に当たって考慮したい点(性別)



資料：「平成 22 年 男女共同参画白書」第 1－特－20 図より作成。

注) 1. 原データは内閣府「男女の消費・貯蓄等の生活意識に関する調査」(平成 22 年)。

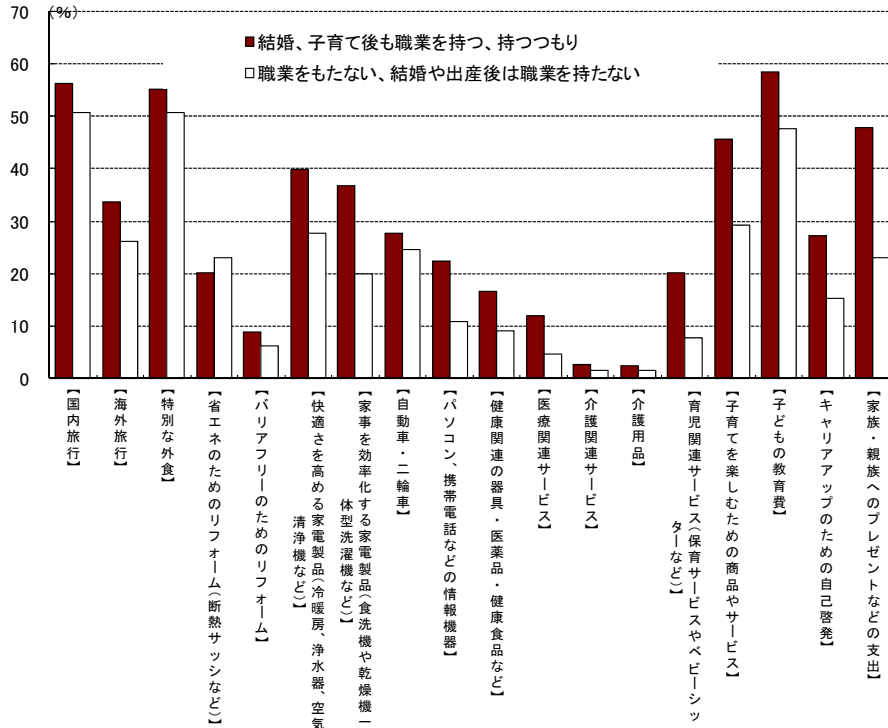
2. 男性 (N=5054), 女性 (N=4957)に尋ねたもの。

3. それぞれの関連商品の購入に当たり何を重視するか尋ね (複数回答),
それぞれ<>の中の項目について,「はい」と回答したもの。

○ 男女のライフスタイルの違いにより、「今後お金をかけたい分野」に違いが見られる。

図表 28 今後お金をかけたい消費分野(性別、ライフスタイル別)

【女性】

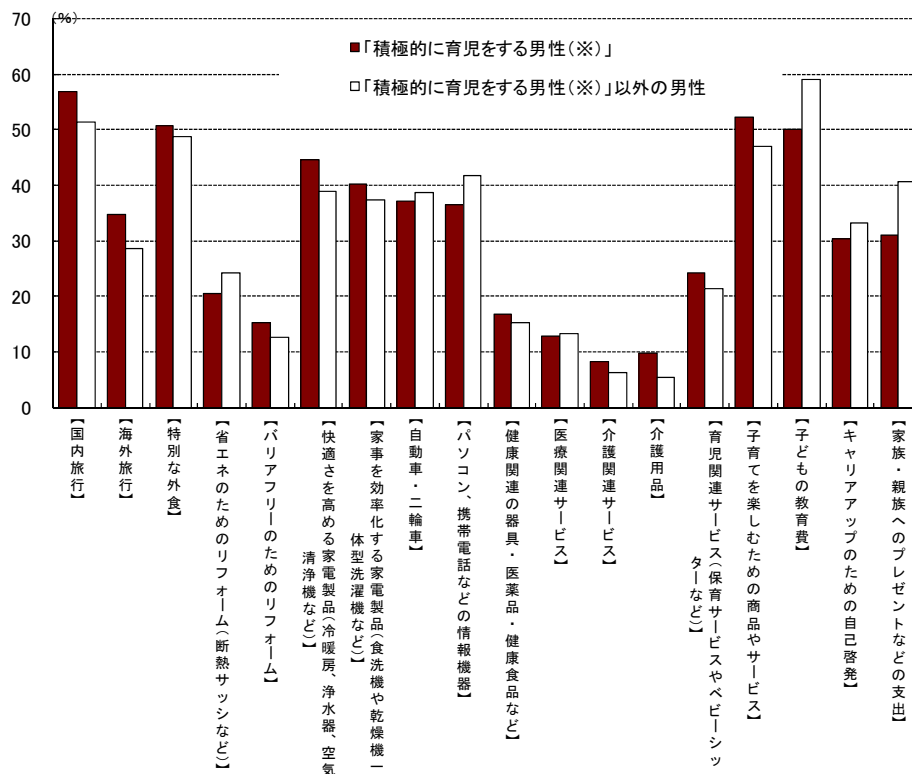


資料：「平成 22 年 男女共同参画白書」第 1－特－22 図より作成。

注：

1. 内閣府「男女の消費・貯蓄等の生活意識に関する調査」(平成 22 年)より作成。
2. 「将来お金をかけたいものをお知らせください(複数回答)」との問いに対し「お金をかけたい」「まあお金をかけたい」と回答した者の合計。
3. 20～40 代の女性のうち、有配偶かつ未就学の子どもをもつ者(N=611)を対象に集計。
4. 「職業をもたない、結婚や出産後は職業をもたない」は、「現在無職で働いたことがない」人、「結婚、出産、育児等家庭の事情で離職し、今後は働きたくない」人の合計(N=65)。
5. 「結婚、子育て後も職業を持つ」は「現在有職で、離職経験がない」人、「結婚、出産、育児等家庭の事情で離職したが 1 年以内に復職(育児休業等休業以外)した」人、「結婚、出産、育児等家庭の事情で離職し現在無職だが将来就業したい」人の合計(N=546)。

【男性】



資料：「平成 22 年 男女共同参画白書」第 1－特－21 図より作成。

注：

1. 内閣府「男女の消費・貯蓄等の生活意識に関する調査」(平成 22 年)より作成。
2. 「将来お金をかけたいものをお知らせください(複数回答)」との問いに対し「お金をかけたい」「まあお金をかけたい」と回答した者の合計。
3. 20～40 代の男性のうち、有配偶かつ未就学の子どもをもつ者(N=616)を対象に集計。

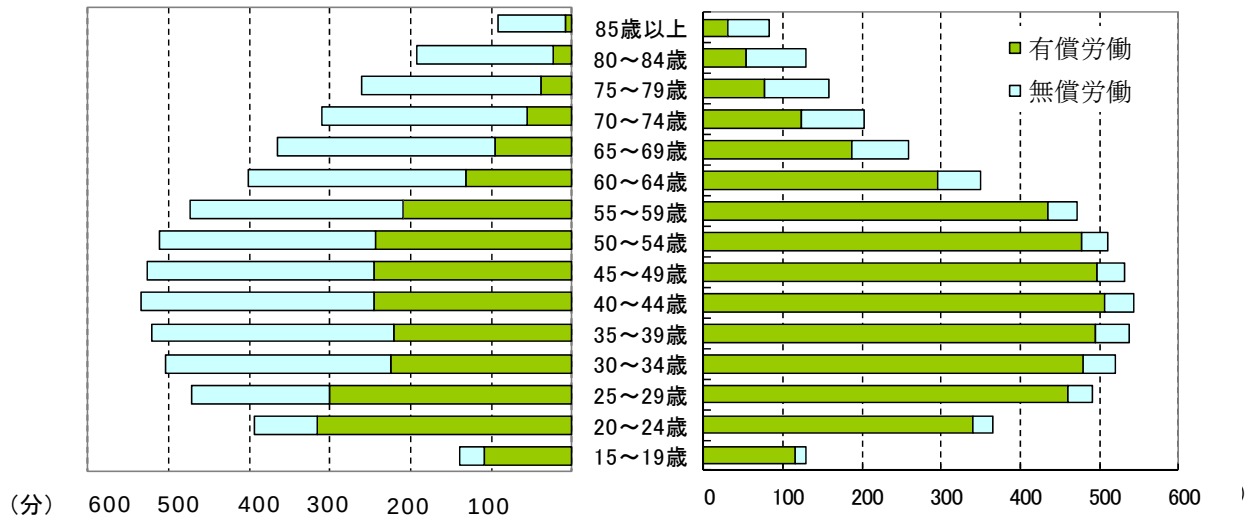
※「積極的に育児をする男性」は、ここでは、配偶者との間で育児を 5 割以上分担すると答えた男性(N=132)。

○ 家事、介護・看護、育児などの活動は主に女性によって担われている。

図表 29 男女の生活時間

<男性>

<女性>



資料：「社会生活基本調査」（総務省、平成 18 年）より作成。

注） 1. 有償労働：「仕事」「通勤・通学」の時間を合計

2. 無償労働：「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」「ボランティア活動・社会参加活動」の時間を合計

○ 被扶養者は年収 103 万円、130 万円を区切りとして、税や社会保障制度の対象となる。

図表 30 被扶養者の税・社会保障制度

<被扶養者（妻）の収入と税（一例）>

	夫の税金				妻の税金	
	配偶者控除		配偶者特別控除		所得税	住民税（所得割）
	所得税	住民税	所得税	住民税		
103万円以下	○	○	×	×	かからない	103万円以下はかからない
103万円超 141万円未満	×	×	○ ↓ △	○ ↓ △	かかる	かかる
141万円以上			×	×		

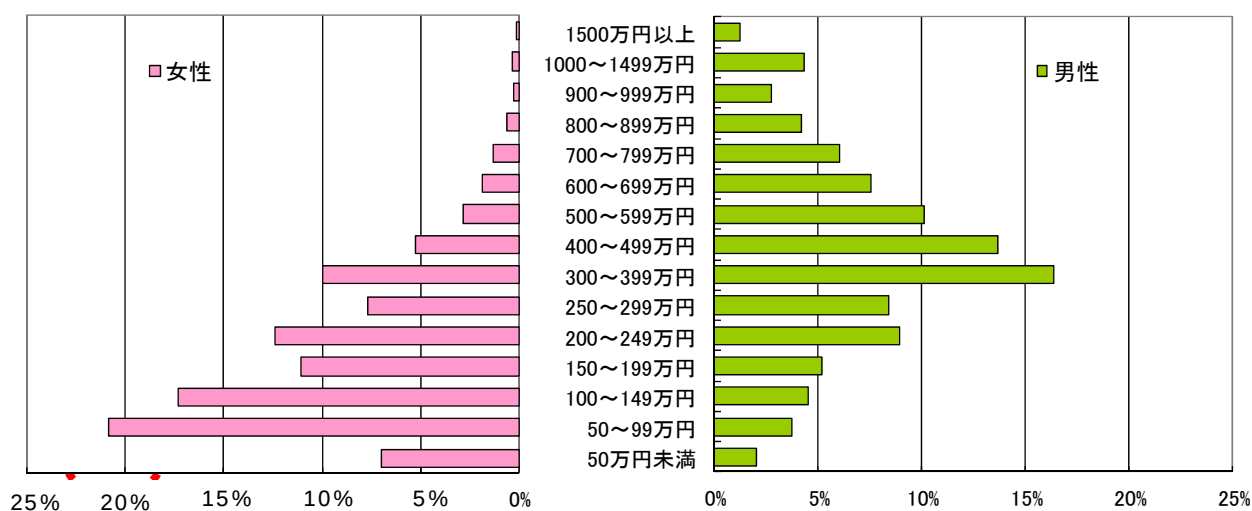
○：受けられる、△：収入に応じて減少、×：受けられない

<被扶養者の厚生年金、健康保険の適用の有無>

所定労働時間・日数		適用の有無
通常労働者の3/4以上		被保険者として適用対象
通常労働者の3/4未満	年収130万円以上	適用対象外 (国民年金、国民健康保険に加入)
	年収130万円未満	被扶養者として適用対象

○ 女性の雇用者のうち年収 100 万円未満の者は3割弱。

図表 31 男女別所得階層別雇用者割合



資料：「就業構造基本調査」（総務省、平成 19 年）より作成。

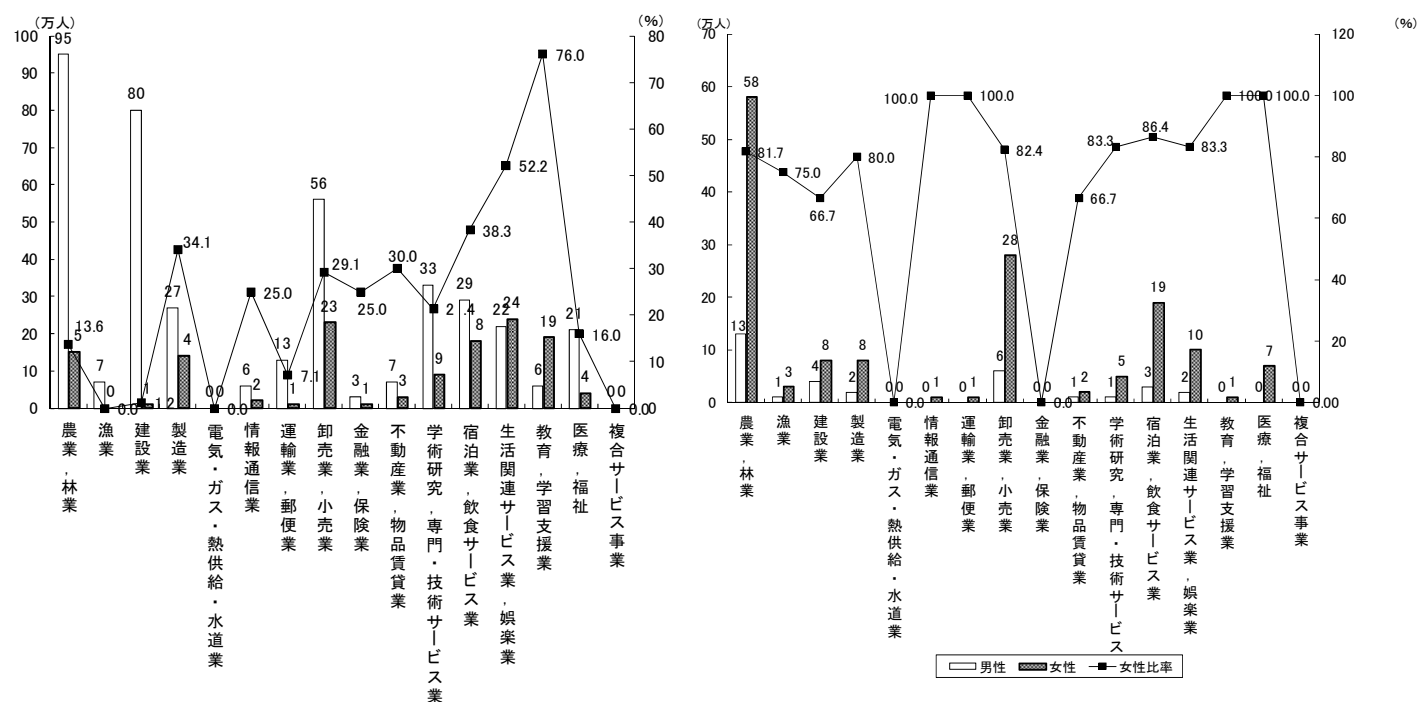
注） 男女別の雇用者数の所得階層別の占率。

○ 自営業主・家族従業者ともに女性比率は「教育, 学習支援業」で高い。家族従業者としてはそれに加え「医療, 福祉」「卸売業, 小売業」「宿泊業, 飲食サービス業」などで高い。

図表 32 産業別にみた自営業主数・家族従業者数と女性の割合

【自営業主】

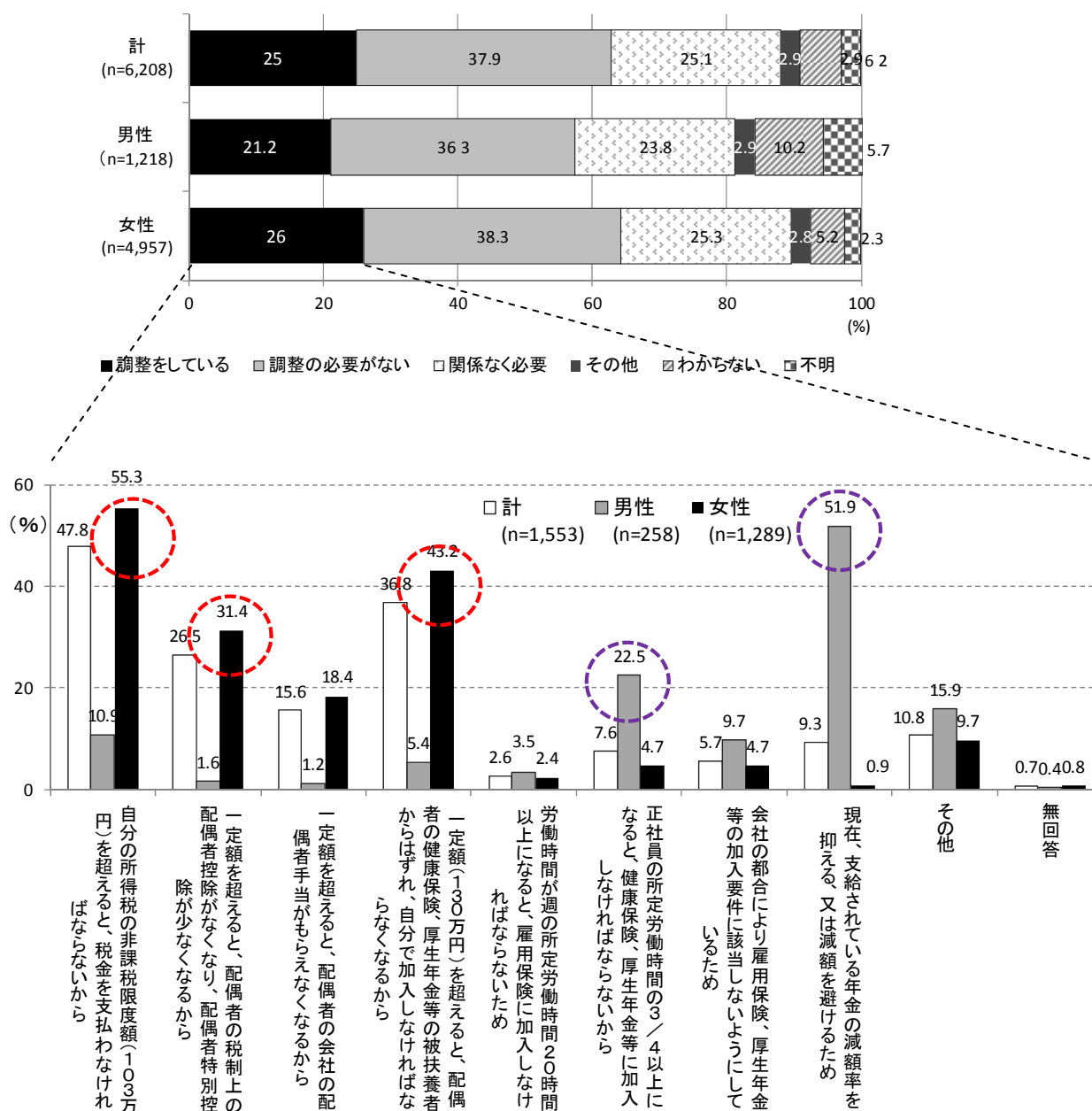
【家族従業者】



資料：「労働力調査」（総務省、平成 22 年）より作成。「分類不能の産業」については掲載を省略している。

- パートタイム労働者のうち、「就業調整をしている」ものの割合は、25%となっている。
- 「(就業)調整をしている」と答えた人にその理由を尋ねると、女性では「自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると、税金を支払わなければならないから」が最も多く 55.3%と半数を超えている。次いで「一定額(130万円)を超えると、配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならないから」が 43.2%、「一定額を超えると、配偶者の税制上の配偶者控除がなくなり、配偶者特別控除が少なくなるから」が 31.4%となっている。税制や社会保障制度の在り方が女性の働き方に強い影響を与えている可能性が高い。

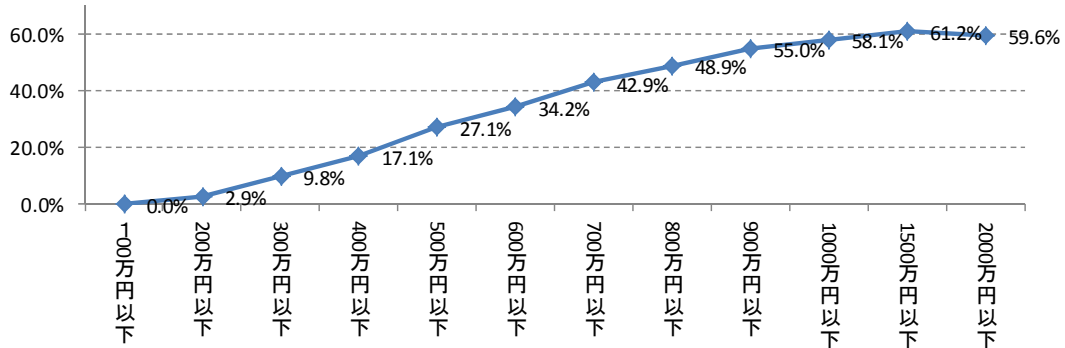
図表 33 パートタイム労働者の就業調整の有無とその理由



資料：労働政策研究・研修機構「短時間労働者実態調査」(平成22年)より。

- 配偶者控除の適用割合は、年間給与所得が高いほど、高まる。
年間所得 1,000 万円程度で頭打ちになる傾向が見られる。

図表 34 給与階級別の配偶者控除の適用割合



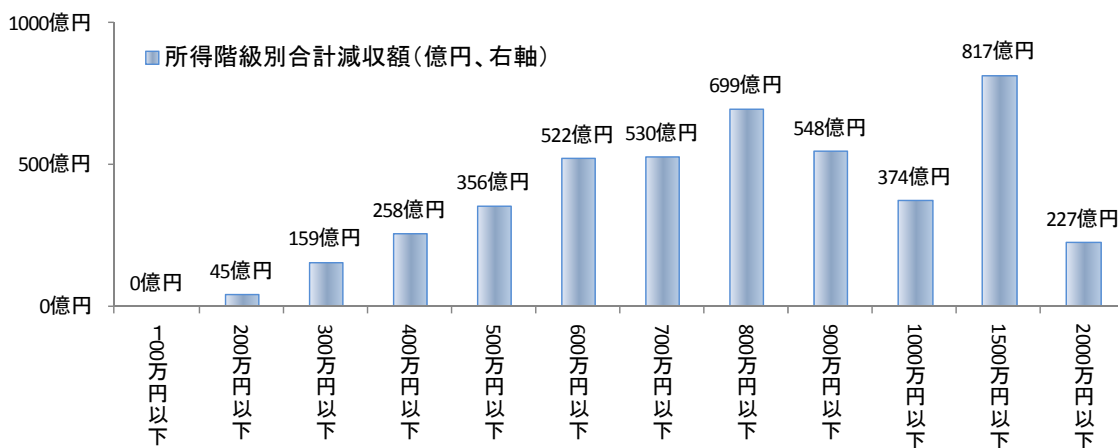
資料：国税庁「税務統計から見た民間給与の実態（平成 20 年分）」より。

注）：「年末調整を行った 1 年を通じて勤務した給与所得者」の総数に対する配偶者控除の適用者の割合。

出典）政府税制調査会 第 8 回 専門家委員会(平成 22 年 10 月 19 日)提出資料より。

- 試算によると、一般配偶者控除の適用による所得階級別の所得税の減収額は 1,000～1,500 万円の層で最も高く 817 億円となる。

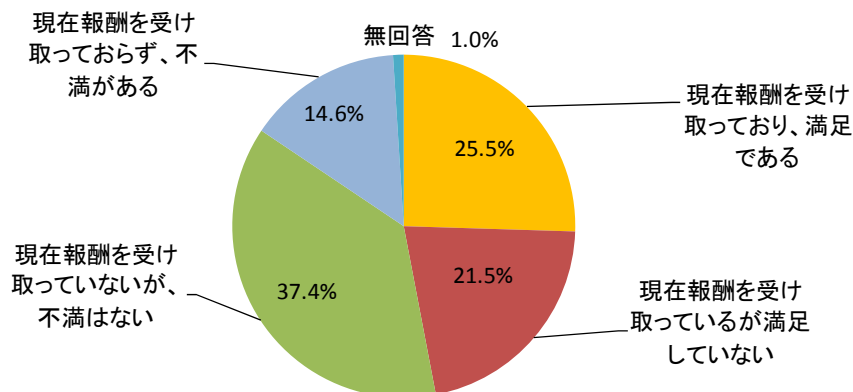
図表 35 一般配偶者控除による給与階級別所得税の減収額（参考試算）



資料 国税庁「民間給与実態統計調査（平成 20 年分）」を基にした関西学院大学上村敏之教授による試算

- 現在報酬を受け取り満足している女性農業者は約4人に1人。

図表 36 女性農業者の報酬(給与等)のあり方に対する満足度

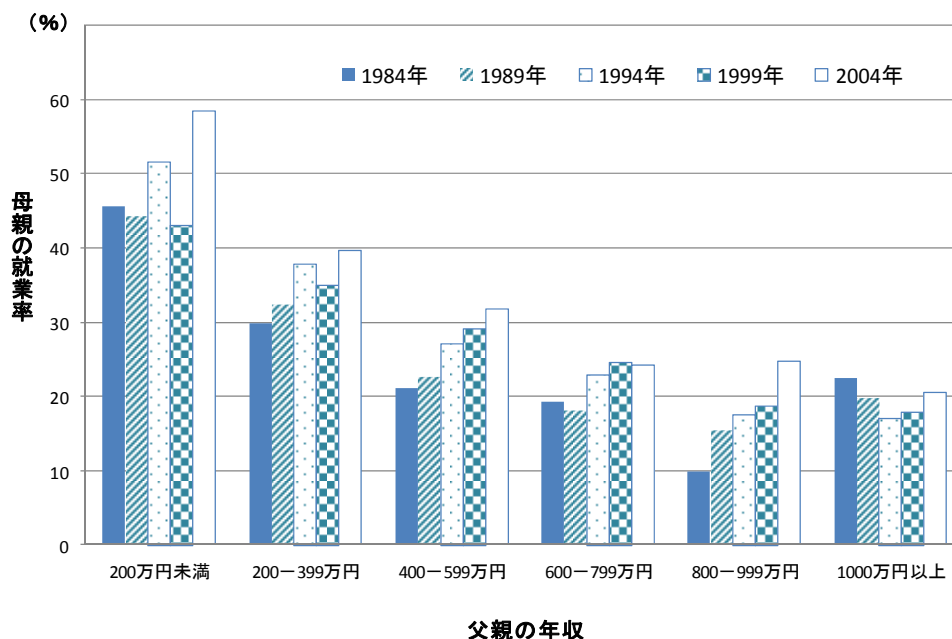


資料：農林水産省「平成 20 年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査」

－農家における男女共同参画に関する意向調査－より作成。

- 未就学児のいる夫婦家族では、父親の年収が高いほど、母親の就業率が低いという、いわゆる「ダグラス＝有沢の法則」が見られる。

図表 37 夫婦家族 父親年収別母親の就業率(自営業世帯除く)

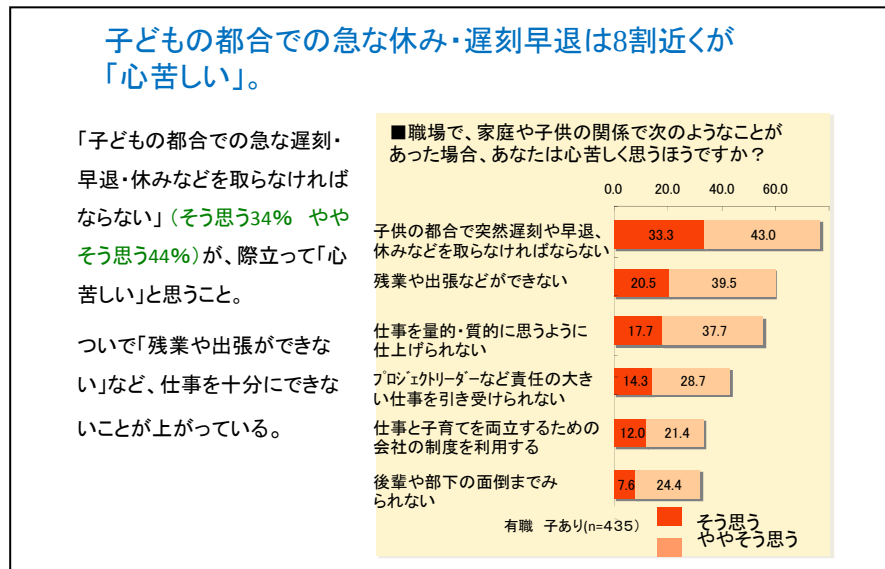


資料 男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会「女性と経済ワーキング・グループ(第3回)」山田昌弘委員提出資料より作成。

注) 原データ: 山田昌弘、金原あかね「未就学児のいる世帯の家計状況についてー全国消費実態調査の個票分析からー」「総務省統計研修所リサーチペーパー」20号、2010年

- 仕事と子育てをする多くの女性が、職場、及び家庭や子どもとの関係で悩みを抱える。

図表 38 職場で、家庭や子どもの関係で心苦しく思うこと

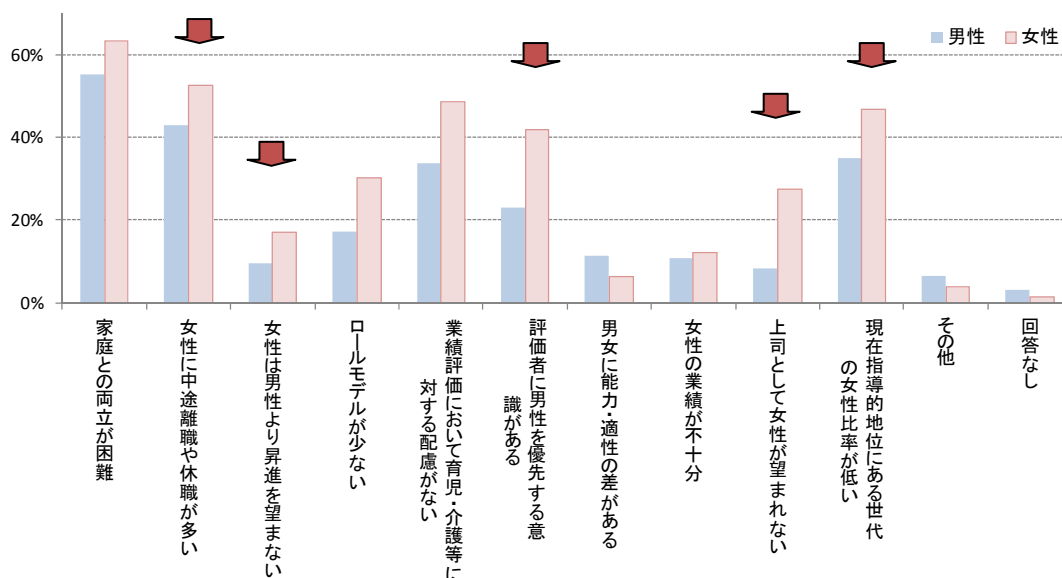


資料：男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会「女性と経済ワーキング・グループ（第3回）」岡山慶子委員提出資料。

注） 2008年11月に実施したインターネット調査。25～29歳、30～34歳、35歳～39歳、40～45歳各515名（25～45歳の女性計2,060名）を対象としている。

- 女性リーダーを育てるには、家庭との両立を支援するほか、男性・女性の役割意識を変えていく支援をする必要がある。

図表 39 指導的地位の女性比率が低い理由

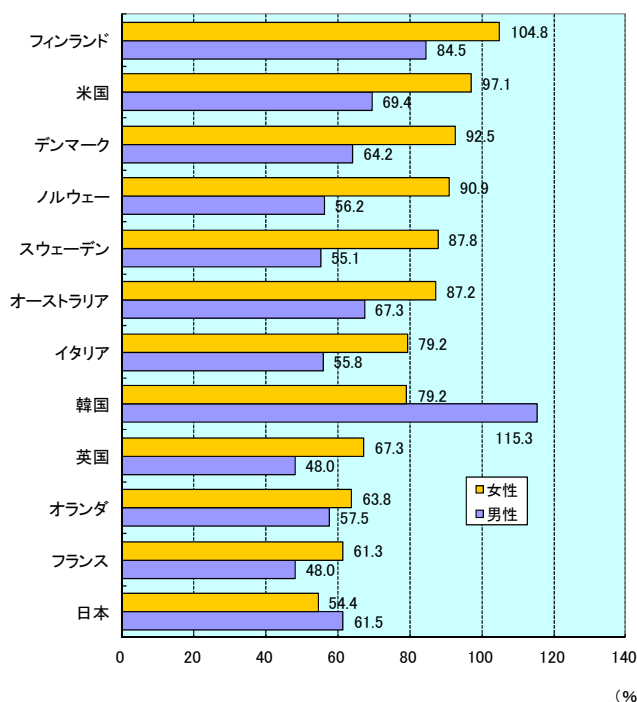


資料：男女共同参画学協会連絡会「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査」（平成20年7月）より作成。

注） 男女共同参画学協会連絡会に加盟する60以上の学協会の会員を主な対象として、また会員以外にも関連領域の人々に広く呼びかけ、2007年8月21日から11月20日の期間にインターネットによるウェブ上での回答方式で行った調査。回答総数は14,110件、うち男性10,349名、女性3,761名であった。

- 日本の女性の高等教育在学率は、他の先進国と比較して低い水準。
- 韓国を除く諸外国では、男性より女性の方が在学率が高いが、日本では女性のほうが低い。

図表 40 高等教育在学率

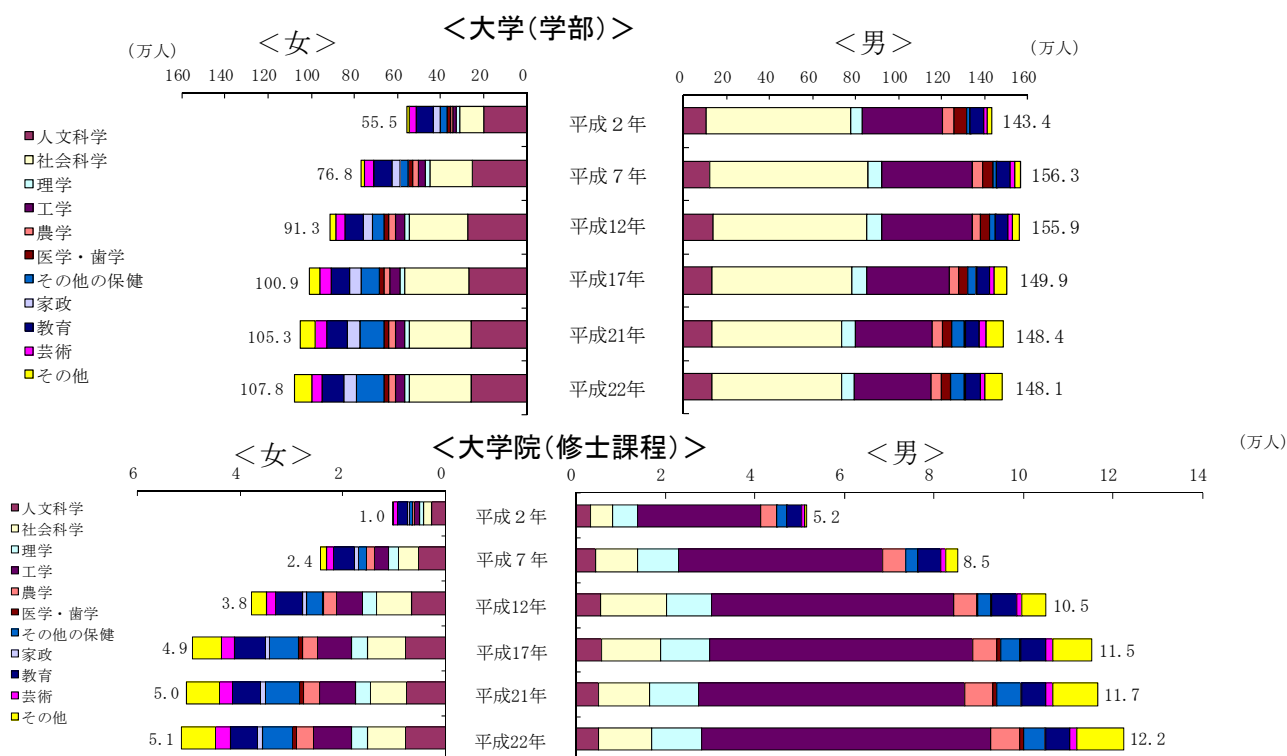


資料：UNESCO Institute for Statistics
(2008 年) ウェブサイトより作成。

注) 在学率は「高等教育機関(Tertiary Education, ISCED5 及び 6)の在学者数(全年齢)／中等教育に続く5歳上までの人口」で計算しているため、100%を超える場合がある。

- 高等教育(大学(学部)、大学院(修士課程))の男女別の専攻分野の内訳をみると、女性は人文科学系の比率が高く、男性は社会科学、工学系の比率が高い。

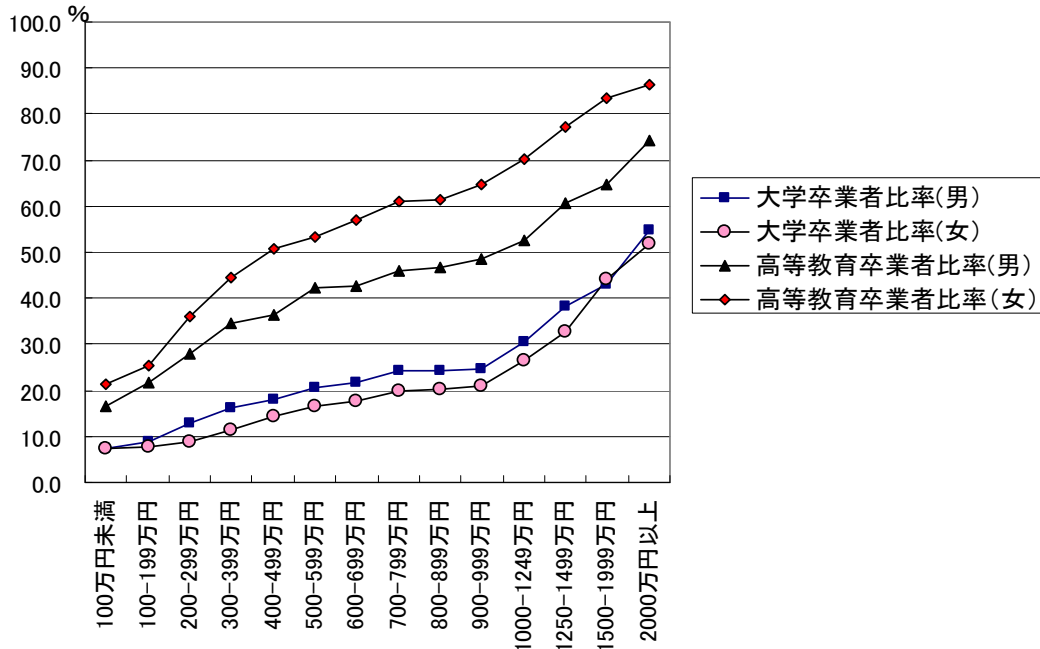
図表 41 専攻分野別にみた学生数(大学(学部)、大学院(修士課程))の推移



資料：文部科学省「学校基本調査」より作成。

- 世帯年収が高いほど、大学及び高等教育を卒業している者の比率は高まる。
- 世帯収入が 1499 万円以下の世帯の子の大学卒業者の比率は、男性の方が女性より高い。
- 1500 万円～1999 万円の収入の世帯の子の大学卒業者比率は、女性が男性を上回る。

図表 42 世帯収入別 子(*1)の大学卒業者比率、および高等教育機関卒業者(*2)比率

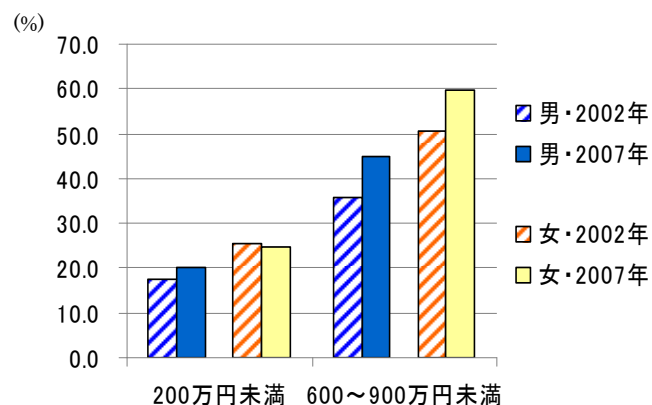


資料：総務省「就業構造基本調査」(平成 19 年)。内閣府男女共同参画局 「生活困難を抱える男女に関する検討会」小杉礼子委員による特別集計。

- * 1 ここでは高等教育機関は、大学、大学院、短大・高専、専門学校を指す。
- * 2 15 歳以上 35 歳未満で世帯の中で子であり、かつ、在学中ではなく学校を卒業している者。

- 2002 年→2007 年で、200 万円未満の所得世帯では、女性の高等教育卒業者比率が低下。

図表 43 世帯収入別 子(*)の高等教育卒業者比率の変化



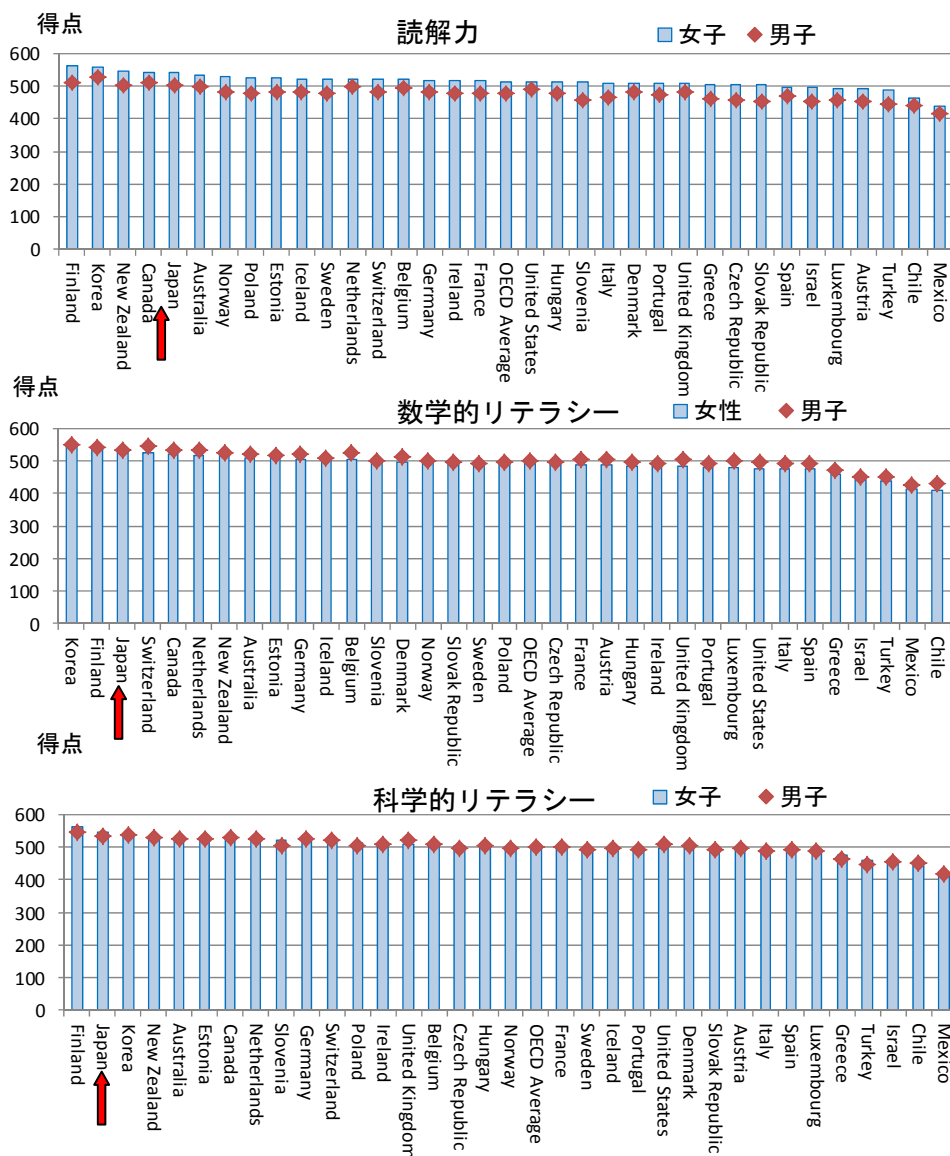
資料：総務省「就業構造基本調査」(平成 14 年、平成 19 年)。内閣府男女共同参画局 「生活困難を抱える男女に関する検討会」小杉礼子委員による特別集計。

注：対象を年収が 200 万円未満の特に厳しい家計状態の世帯と、ほぼこの対象層では平均的な年収 600～900 万円の世帯に限り、それぞれ、男女別に 2002 年時点と 2007 年時点の子どもの高等教育卒業者比率を比較。

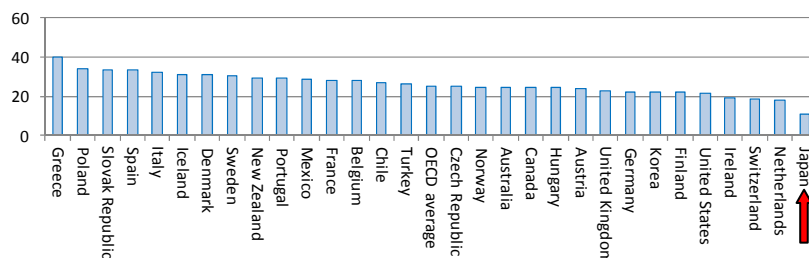
* 15 歳以上 35 歳未満で世帯の中で子であり、かつ、在学中ではなく学校を卒業している者。

- OECD の PISA(*1) 調査によると、日本の 15 歳時点の数学的リテラシー、科学的リテラシーの男女の得点の差は小さい。
- 日本では、工学・製造・建築分野における学位取得者に占める女性の比率が低い。

図表 44 PISA の結果と工学・製造・建築分野における女性の比率



大学型高等教育(*2)の学位取得者に占める女性の比率(工学・製造・建築分野)



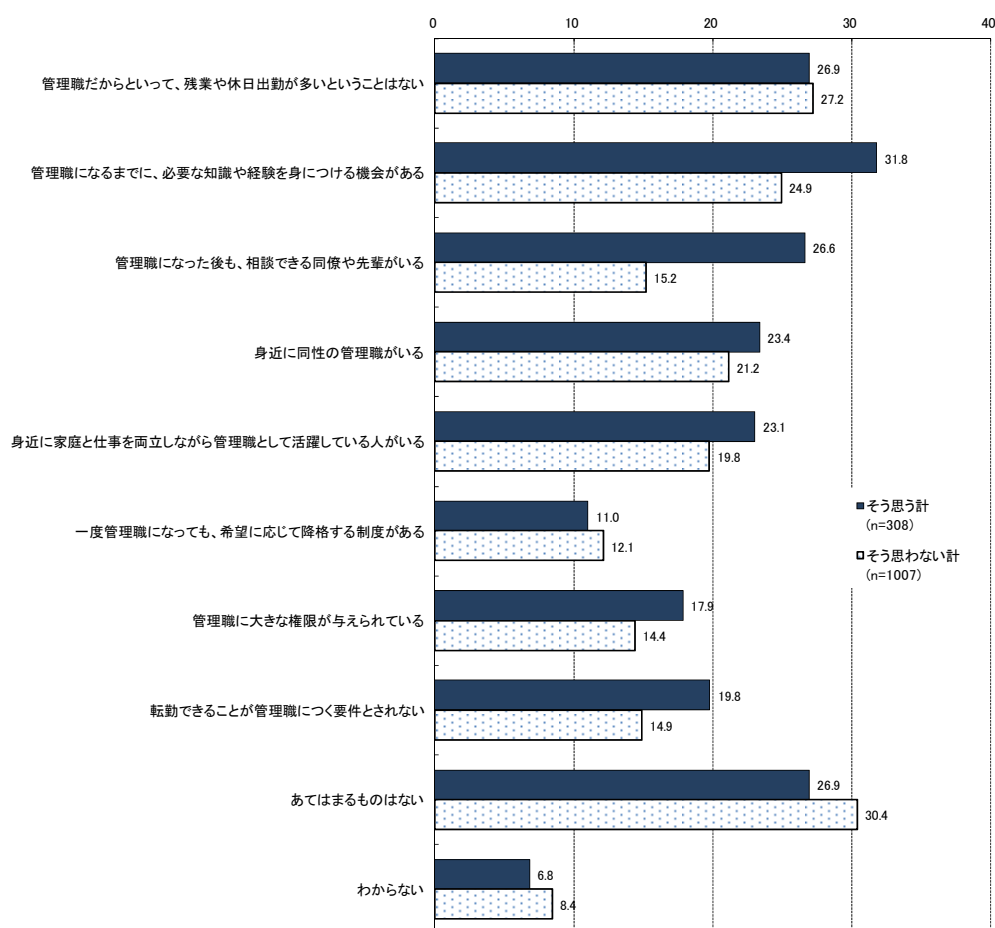
資料: OECD “Education at Glance” (2010)より作成。

*1 PISA: 参加国が共同して開発し、実施する 15 歳児を対象とする学習到達度調査。2000 年に第 1 回目の本調査が実施され、以後 3 年ごとに実施。得点は、OECD 加盟国の平均点が 500 点、標準偏差が 100 点(約 3 分の 2 の生徒が 400 点から 600 点の間にはいる)ように換算されている。ただし 2000 年調査以降、トルコ、スロバキア、チリなどの国が OECD に加盟したこともあり、必ずしもそのようになっていない。

*2 主として理論中心・研究準備型(学位を授与する)の大学以上の高等教育。

- 「管理職として、組織の経営や管理に携わりたい」との問いに「そう思う」と答えたグループと「そう思わない」と答えたグループ別に、勤め先の状況を尋ねたところ、「管理職になるまでに、必要な知識や経験を身につける機会がある」「管理職になった後も、相談できる同僚や先輩がいる」と回答した割合が高かった。

図表 45 勤め先の管理職の状況別管理職志向(女性 正社員・正規職員、複数回答)

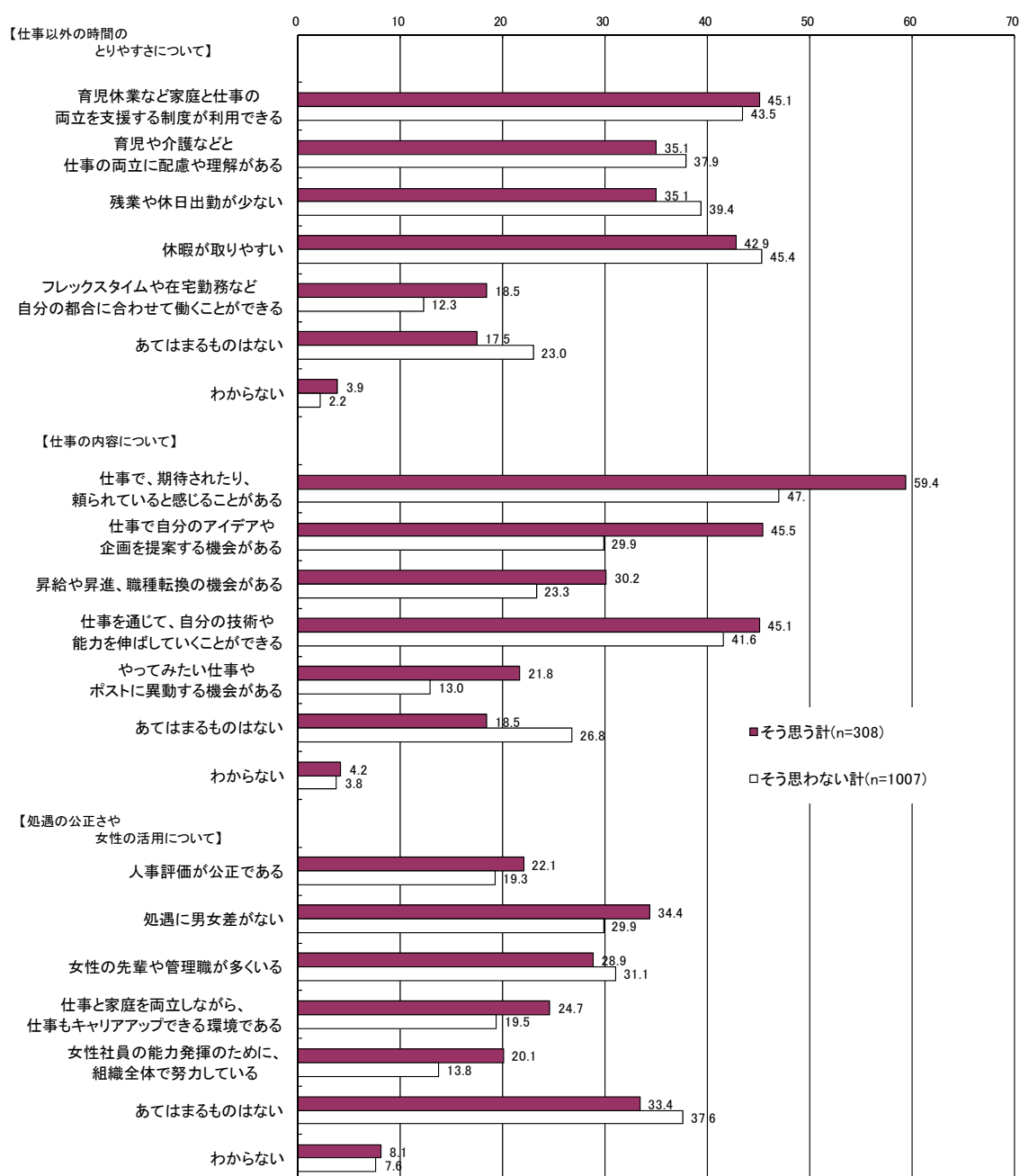


資料:「男女の能力発揮とライフプランに対する意識に関する調査」内閣府男女共同参画局(平成 21 年3月)のデータを再集計し作成。

注):「そう思う計」は「管理職として、組織の運営や管理に携わりたい」について「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と答えた人の合計、「そう思わない計」は「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の合計である。

- 「管理職として、組織の経営や管理に携わりたい」との問いに「そう思う」と答えたグループと「そう思わない」と答えたグループ別に、勤め先の状況を尋ねたところ、仕事の内容の差が大きかった。
- 特に「そう思う」と回答したグループでは「仕事で、期待されたり、頼られていると感じることがある」「仕事で自分のアイデアや企画を提案する機会がある」「昇給や昇進、職種転換の機会がある」と回答した割合が高かった。

図表 46 勤め先の状況別管理職志向(女性 正社員・正規職員、複数回答)

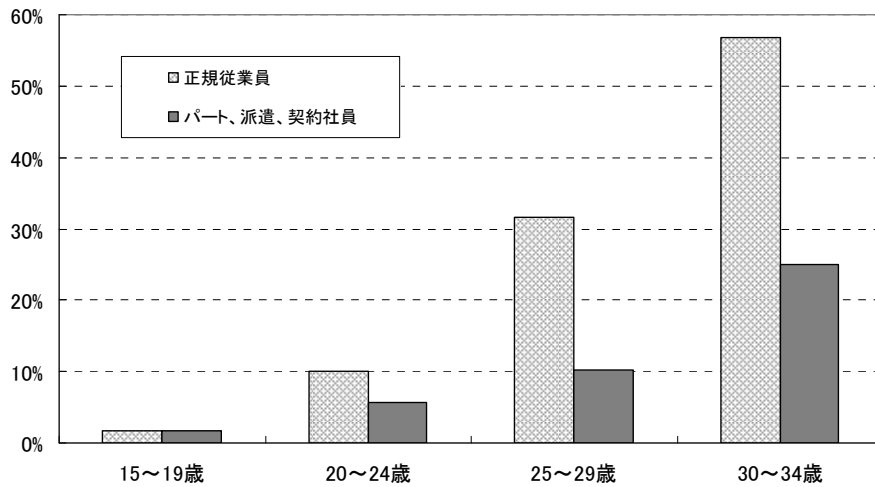


資料：「男女の能力発揮とライフプランに対する意識に関する調査」内閣府男女共同参画局(平成 21 年3月)より作成。

注)：「そう思う計」は「管理職として、組織の運営や管理に携わりたい」について「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と答えた人の合計、「そう思わない計」は「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の合計である。

○ 男性非正規就業者で有配偶者の占める割合が低くなっている。

図表 47 雇用形態別有配偶者の占める割合(平成 19 年、男性)

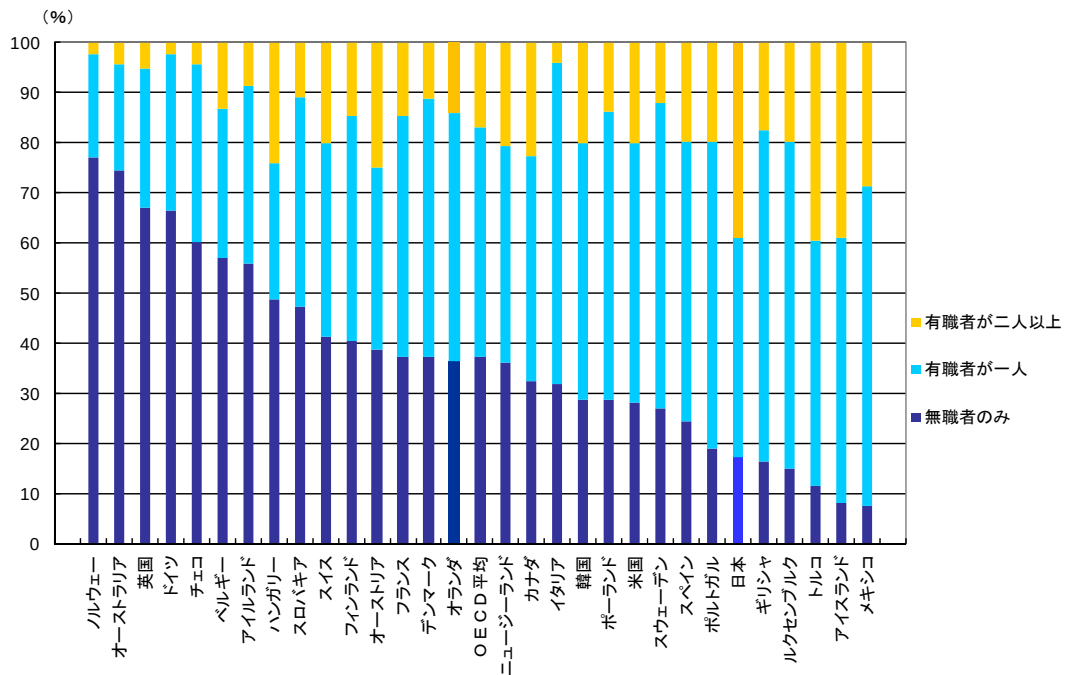


資料:総務省「就業構造基本調査」(平成 19 年)。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」小杉礼子委員による特別集計。

- 注) 1. 「パート、派遣、契約社員」は、「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」の合計。
2. 在学者を除く。

○ 現役世代の貧困世帯をみると、日本は稼ぎ手が2人以上の世帯の比率が他のOECD諸国に比べ高い。

図表 48 貧困線を下回る現役世帯の有業者



資料 OECD "Factbook2009"より作成。

- 注) 1. 各国の 2000 年代半ばにおけるデータ。
2. 「現役世帯」とは、世帯主が 18～65 歳の世帯。
3. 「貧困線」とは等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の一定割。

- 女性本人が常用雇用である場合、大学・大学院卒である場合などには、貧困を経験するリスクの少ない「安定層」である傾向がある。
- 子どもが多いほど、「安定層」が少なくなる傾向がある。

図表 49 女性の貧困経験タイプと世帯の特徴

		持続 貧困層	慢性 貧困層	一時 貧困層	安定層
1 本人職業	自営業	0.0%	2.3%	38.6%	59.1%
	常用雇用	0.6	6.4	17.3	75.6
	パート雇用	1.6	7.0	33.3	58.1
	無職	1.1	8.1	26.3	64.5
2 夫職業	自営業	0.0	12.3	35.4	52.3
	常用雇用	1.1	3.0	24.1	71.7
	パート雇用	0.0	22.2	22.2	55.6
	無職	0.0	14.3	42.9	42.9
3 本人学歴	中学校	12.0	24.0	32.0	32.0
	高校	0.8	7.8	32.5	58.8
	専門専修・短大・高専	0.4	4.4	25.3	69.8
	大学・大学院	0.0	5.3	14.5	80.3
4 配偶関係	有配偶	0.9	5.0	26.4	67.8
	無配偶	1.6	13.3	29.7	55.5
5 家族類型 (無配偶)	単身	0.0	8.7	21.7	69.6
	親と同居	1.4	6.8	28.4	63.5
	子と同居	7.7	46.2	38.5	7.7
	親と子と同居	0.0	23.5	41.2	35.3
6 子どもの数 (有配偶)	0人	0.0	0.0	18.2	81.8
	1～2人	0.7	3.9	23.2	72.2
	3人以上	1.7	9.5	37.1	51.7
7 住居所有形態	持家	0.2	4.2	26.3	69.2
	借家	3.4	14.4	29.5	52.7

資料：岩田正美、濱本千寿香(2004)「デフレ不況下の「貧困の経験」」樋口美雄・太田清編『女性たちの平成不況』日本経済新聞社、P214、表 8-2

注) 1. 家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」の 1994 年～2002 年のデータを基とし、生活保護基準による最低生活費が算定できた 572 世帯を対象とした分析。

2. ここでの「貧困」は、世帯所得が「貧困基準（ここでは生活保護基準の 1.2 倍）」を下回ることをいう。また「貧困倍率 1.0 倍未満」とは世帯所得が貧困基準を下回ることをいう。

3. 「持続貧困層」：9 年間ずっと貧困だった層（全体で 1.0%）、「慢性的貧困層」：9 年間のうち一回以上貧困倍率一倍未満になったことがあり、かつ 9 年間の平均貧困倍率が 1 倍未満（同 6.8%）、「一時貧困層」：9 年間のうち一回以上貧困倍率一倍未満になったことがあるが、9 年間の平均貧困倍率は一倍以上（同 27.2%）、「安定層」：9 年間一度も貧困倍率一倍未満にならなかった層（同 65.0%）

4. (3, 5, 6, 7)は P<0.001、 (2, 4)は P<0.01、 (1)は P<0.05 で有意。